

令和元年 第2回

仁木町議会定例会会議録

開 会 令和元年6月20日（木）

閉 会 令和元年6月20日（木）

仁 木 町 議 会

令和元年第2回仁木町議会定例会議事日程

◆日 時 令和元年6月20日（木曜日）午前9時30分 開会
◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議会運営委員会委員長報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 報告第1号 平成30年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第7 報告第2号 議会活性化特別委員会調査報告書
- 日程第8 一般質問 町営住宅の実態について（野崎明廣議員）
子育て世代を応援する取組について（住吉英子議員）
仁木町子ども・子育て支援事業計画について（住吉英子議員）
難聴者への支援について（上村智恵子議員）
- 日程第9 議案第1号 投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議案第2号 令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第3号 令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第4号 令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第5号 令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第6号 仁木町総合計画審議会条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15 議案第7号 仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程第16 議案第8号 仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第17 議案第9号 仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第18 議案第10号 仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第19 議案第11号 令和元年度ふれあい39外壁等改修工事請負契約の締結について
- 日程第20 議案第12号 財産（動産）の取得について
- 日程第21 議案第13号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について
- 日程第22 議案第14号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更するための協議について
- 日程第23 議案第15号 北海道市町村職員退職手当組合規約を変更するための協議について
- 日程第24 議案第16号 北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について
- 日程第25 発委第2号 仁木町議会基本条例の制定
- 日程第26 同意第2号 仁木町監査委員の選任について
- 日程第27 意見案第5号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
- 日程第28 意見案第6号 信頼される政府統計を目指してさらなる統計改革を求める意見書
- 日程第29 意見案第7号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書
- 日程第30 議員の派遣
- 日程第31 委員会の閉会中の継続審査
- 日程第32 委員会の閉会中の所管事務調査

令和元年第2回仁木町議会定例会会議録

開 会 令和元年6月20日(木) 午前 9時30分
 閉 会 令和元年6月20日(木) 午後 4時39分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 上 村 智恵子

出席議員(9名)

1 番 佐 藤 秀 教 2 番 嶋 田 茂 3 番 住 吉 英 子
 4 番 野 崎 明 廣 5 番 宮 本 幹 夫 6 番 林 正 一
 7 番 水 田 正 8 番 上 村 智恵子 9 番 横 関 一 雄

欠席議員(0名)

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖一郎	産 業 課 長	鹿 内 力 三
副 町 長	林 幸 治	産 業 課 参 事	四十坊 供 之
教 育 長	岩 井 秋 男	建 設 課 長	可 児 卓 倫
総 務 課 長	新 見 信	教 育 次 長	奈 良 充 雄
財 政 課 長	渡 辺 吉 洋	学校給食共同調理場所長	渡 辺 和 之
会 計 管 理 者	伊 藤 利 文	農業委員会事務局長	泉 谷 享
企 画 課 長	嶋 井 康 夫	選挙管理委員会委員長	吉 岡 廣
住 民 課 長	川 北 享	選挙管理委員会書記長	(新 見 信)
ほ け ん 課 長	岩 佐 弘 樹	監 査 委 員	原 田 修

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 浜 野 崇
 総 務 議 事 係 主 任 佐 藤 祐 亮

開 会 午前 9時30分

○議長（横関一雄）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は、9名です。定足数に達していますので、只今から、令和元年第2回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、7番・水田議員及び8番・上村議員を指名します。

日程第2 議会運営委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。住吉委員長。

○委員長（住吉英子）皆さんおはようございます。

議会運営委員会決定事項について報告いたします。

本定例会を開催するにあたり、6月7日金曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに付議事件について申し上げます。本定例会には、報告2件、議案16件、発委1件、同意1件、意見書3件の計23件が付議されており、他に、仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が3名から4件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第5まではこれまでと同様に進めます。日程第6の繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告でございます。日程第7の議会活性化特別委員会調査報告書（最終報告）については、上村議会活性化特別委員長より調査報告を行います。日程第8の一般質問については、通告順に従って、野崎議員1件、住吉議員2件、上村議員1件の順でございます。日程第9の条例改正については、即決審議でお願いいたします。日程第10から第13の補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第14から第18の条例改正については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第19の請負契約、日程第20の財産取得、日程第21の事務委託については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第22から第24の規約変更については、3件を一括議題とし、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第25の発委については、即決審議でお願いいたします。日程第26の同意については、提案説明を受けた後、会議を休憩に移し別室にて協議の上、即決審議でお願いいたします。日程第27から第29の意見書については、いずれも即決審議でお願いいたします。なお、提出者及び賛成者につきましてはお手元に配布のとおりでございます。日程第30の議員派遣については、仁木町議会会議規則第125条の規定による議員派遣でございます。派遣内容等については、お手元に配布のとおりでございます。日程第31・委員会の閉会中の継続審査、日程第32・委員会の閉会中の所管事

務調査については、お手元に配布のとおり各委員長より申し出がございします。

続いて、会期について申し上げます。令和元年第2回仁木町議会定例会招集日は本日6月20日木曜日、会期は開会が6月20日木曜日、閉会が6月21日金曜日の2日間といたします。最後に当面する行事予定については、お手元に配布のとおりでございます。以上で議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日、6月20日から21日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日6月20日から6月21日までの2日間とすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』を行います。

最初に地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者はお手元に配布のとおりです。

監査委員から例月出納検査報告書（令和元年度第3回）が提出されております。内容はお手元に配布のとおりです。

次に、5月24日開催の令和元年第1回臨時会以降の議長の活動報告を印刷し、お手元に配布しております。5月27日には俱知安町のホテル第一会館において、後志総合開発期成会の定期総会が開催され出席をまいりました。定期総会では、平成30年度の事業報告及び決算、並びに令和元年度の事業計画及び予算を承認し、国及び北海道に向けた令和2年度要望に対する事業・事項等を審議し、豊かで活力ある農山村地域の形成、安心でゆとりある保健・福祉・教育の振興など7分野64項目、125事業・事項について、後志地域からの提言と要望として決定し、先週6月12日に小樽開発建設部、後志総合振興局へ要望運動を行ってまいりました。なお、来週26日には北海道庁及び管内選出の道議会議員へ、28日には中央段階における各関係省庁へと要望運動を実施する予定となっております。6月11日には北海道町村議会議長会の第70回定期総会がポールスター札幌で開催され出席をまいりました。総会では、平成30年度の会務報告の承認、高速交通ネットワークの早期整備や持続可能な地域農業の発展など、各地区議長会提出の議題を採択し、更には町村議会の活性化と議会の権限の拡充など15項目についての決議を採択し、関係機関に要請活動を行うことで承認をまいりました。また定期総会の席上、優良議会広報の表彰があり、本町議会で発行しております「議会だより にき」が、多数の応募があった中、見事、道内最高位であります特選を受賞し表彰を受けてまいりました。先般の町村議会広報全国コンクール入賞に引き続き、全道の優良

議会広報の特選受賞ということでありまして、議会としても大変光栄なことでもあります。住吉議会広報編集特別委員会委員長、嶋田副委員長、そして佐藤委員、野崎委員、この度の受賞、誠にめでたうございました。

議長の活動報告は以上であります。詳しい内容につきましては、復命書を事務局に提出しておりますので、必要な方は後程ご高覧願います。

なお、6月5日に古平町で開催されました北後志町村議会議長会主催のパークゴルフ大会には、大変お忙しい中、応援に駆けつけていただきました佐藤町長、林副町長並びに岩井教育長、さらに健闘いただきました議員選手各位にこの場をお借りし感謝とお礼を申し上げる次第であります。

続いて、後志広域連合議会の開催状況について報告いたします。後志広域連合議会臨時会が5月28日に招集され、広域連合議会議員であります上村副議長から復命書の提出がありました。議決内容については、お手元に議案の抜粋を添付しておりますので、後程ご高覧願います。さて、今定例会は、我々議員任期中における最後の定例会となります。平成27年8月10日の初議会から数え、通算24回目の議会を迎えました。この間、議員各位には地域の代表として、民意を反映させるべく、活発な議会活動に取り組み、そのご尽力に対し、敬意を表するものであります。加えて無学無才な私の議会運営に対し、ご協力を賜り心から感謝申し上げる次第であります。任期中最後となります今定例会においても、議員各位の活発なご審議をお願い申し上げ、私の諸般の報告といたします。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）令和元年第2回仁木町議会定例会が開催されるにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は令和元年第2回仁木町議会定例会を招集致しましたところ、横関議長、上村副議長をはじめ、議員各位におかれましては、何かとご多忙のところこのようにご出席を賜り厚く御礼申し上げます。また、原田代表監査委員、芳岡選挙管理委員長におかれましても万障お繰り合わせの上ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

そして、先ほど議会開会前に執り行われました表彰状伝達式におきまして、自治功労者として表彰されました上村副議長、横関議長には改めてお祝いを申し上げます。後程ご高覧願います。

さて、先般赤井川村開村120年記念式典に横関議長と出席してまいりました。赤井川村は明治32年に大江村（現在の仁木町）から分村し、令和元年の今年、開村120年を迎えるに至りました。これまでの歴史をたどるのに、仁木町誌をのぞきますと次のように記されております。「赤井川部落の移住は明治27年より30年までの間に、急激に増して個数300余りを数えるほどになった。交通機関の発達してない当時として行政機関のある仁木村まで行くには1日仕事であった。そこで、赤井川有志による分村運動となったのである」とのことです。さらに歴史をひも解きますと、赤井川村の開祖は仁木町大江地区を切り開いた山口県人の粟屋貞一氏であります。粟屋氏は現在の余市町黒川地区でも開墾責任者として開墾の鋤をおろしました。余市町の米作の礎を築いた人物でもあったとのことですが、時代が変わろうとも、仁木町・余市町・赤井川村と各地域の開拓に深く関わりがあった、粟屋氏や先人たちの思いは継承し後世に引き継

いでいくことが今を生きる我々の責務であり使命であります。明治の開拓期から幾つかの時代を乗り越え、今新たな時代に入り、我々は過去に感謝し、今を生き、未来に向けて一步一步邁進していかなければならないと赤井川村の記念式典に参加し歴史を振り返り、改めて認識した次第であります。

さて本題に戻りますが、本定例会には、住吉議会運営委員長からご説明がありましたとおり、報告1件、議案16件、同意1件、計18件の議案を提出しております。格別のご審議を賜りますようお願い申し上げます。そして令和元年第2回仁木町議会定例会の開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

はじめに、合併処理浄化槽整備事業及び仁木町定住促進住宅補助事業に係る税等の還付についてご報告申し上げます。本町における合併処理浄化槽整備事業及び仁木町定住促進住宅補助事業に係る補助金の確定申告時の取扱いにつきまして、これまでは一時所得としておりましたが、所得税法第42条の規定により、総収入金額不算入とする取扱いとし、今後におきましてもその方法で取り進め、平成26年以降に受けた補助金で一時所得として申告された皆さまに対しましては、再度計算を行い差額分を還付することといたしました。この度の取扱変更の理由につきましては、当初、税務署に確認の上、事業実施要綱の事業目的から判断し、総収入金額不算入とはせず一時所得としていたものでありますが、再度税務署に確認したところ、事業全体としての目的を判断し、総収入金額不算入の取扱いをすることができるという見解に至ったものであります。なお、対象として考えられる影響額等につきましては、現在計算を行っているところであり、金額が確定いたしましたら、還付金等の予算を補正させていただく予定であります。今後、該当者には金額が確定次第、速やかに説明を行い、順次返還の手続きを進めてまいります。本件につきましては、見解の相違により生じたものと考えておりますが、町といたしましても国の税務機関との意見や情報の交換をより慎重に行うほか、北海道、他市町村と情報交換を行うことにより、再発の防止に努めてまいります。

次に、株式会社ニトリホールディングスとの包括連携による協働事業に関する協定締結について申し上げます。本町と余市町は、家具・インテリア小売り製造最大手の株式会社ニトリホールディングス（代表取締役会長 似鳥昭雄氏）と明日6月21日に余市町登町の山本観光果樹園を締結式会場として包括連携協定を締結する運びとなりました。株式会社ニトリホールディングスは、北海道応援基金の設立を始めとして、これまで公共性や公益性が高い地域への貢献活動に積極的に取り組んでおり、平成20年には札幌市、平成29年には北海道と連携協定を締結されております。この度の包括連携協定では、農林水産業の振興、文化芸術・観光資源の活用、観光情報の発信、観光イベント等における交流など、複数の政策分野にわたって連携・協力関係を築き、仁木、余市両町とニトリとの協働により地域の活性化や町民サービスの向上に資することを目的としております。この協定締結を機に、本町の農産物や観光を中心とした地域の活性化がより一層進むことに期待しているところであります。

次に、後志総合開発期成会の要望活動について申し上げます。後志管内における令和2年度予算に向けた提言・要望事項につきましては、5月27日に倶知安町のホテル第一会館で開催された令和元年度後志総合開発期成会定期総会で決定し、これを受けて管内市町村の議長、首長と共に、6月12日に北海道開発局小樽開発建設部及び北海道後志総合振興局に対して、それぞれ要望活動を行ってまいりました。今後につきましては、横関議長と共に6月26日に札幌市内で北海道開発局及び北海道庁並びに後志及び小樽選出の北海道議会議員に対して要望活動を行う予定となっております。また、6月28日には、東京都内において

中央要望活動を行う予定であり、部会ごとに各省庁政務三役及び北海道選出の衆参国會議員を始め、関係する国會議員に対し、建設・文教厚生など各部会から7分野64項目125事業について要請することとしており、このうち本町の直接要望事項は、一般国道5号の交通安全対策（仁木市街地）、広域基幹河川改修（余市川）、余市川・後志種川への排水機場設置・水利施設整備・浄化槽設置整備、簡易水道施設整備、北海道横断自動車道の早期整備（黒松内～余市間）の7事業となっております。なお、中央段階要望前日の6月27日には、地元選出の国會議員との懇談会も予定されており、議員に地域の実情などを聞いていただき、意見交換を行ってまいりたいと思っております。

次に、農作物の生育状況等について申し上げます。本年は5月に高温が続き、主力のミニトマトは平年より4・5日早く順調な生育となっております。新おたる農業協同組合では6月13日に初出荷、7月初旬にはミニトマト集出荷貯蔵施設での機械選果が始まる見込みとのことです。水稻は、高温多照により田植えが平年より早まり、生育も順調に進んでおります。仁木町地域農業再生協議会の取りまとめでは、町全体の主食用米の作付けは438㍎となり、昨年より9㍎の減少となっております。サクランボは、一部地域で遅霜の影響が見られ、品種によるばらつきがあるものの全体では平年並みとなっており、6月5日に実施した町内定点園地における結実調査では主力品種の「佐藤錦」における1花束状短果枝当りの結実数は1.8個で昨年同様の結果となっております。ブドウは、露地・ハウスとも高温の影響により平年より生育が進んでおります。

本年度から活動を始めた仁木町地域農業再生協議会は、3月15日の設立総会を経て同月19日に北海道知事から国の要綱に基づく承認を得たところであります。経営所得安定対策や産地交付金等の適切かつ円滑な実施に向けて、4月から地区別農業者説明会及び交付金申請等の集合受付を実施し所定の手続きを開始しております。

国の農業基盤整備促進事業を活用した水田の区画拡大につきましては、5.2㍎、5か所で実施を計画しており、田植え前に施工した水田から順次、工事が進み現在までに2か所が終了しております。

次に、果樹ハウスへの助成事業について申し上げます。果樹ハウスに対する助成につきましては、仁木町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略において、地域産業の競争力強化プロジェクト事業として野菜ハウス同様の取組を計画しているものであります。このうち新規導入に対する果樹ハウスの助成は、多額の事業費が必要となることから国に対し補助採択を要望したところ、桜桃ハウス50棟分の事業費5278万円に対し、1300万円の国費補助の配分通知を受けたところであります。配分を受けた事業は、国の「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」で補助率は10分の3、町では総合戦略において同様に取組を行った野菜ハウス事業の補助率2分の1と同率とするため、国同様の上限を設けるものの独自に10分の2を上乗せし支援することといたしました。これによりまして、国費と町費を合わせた支援額は2166万6000円となっております。また、これとは別に、果樹ハウスの更新に対する助成の一環として当初予算に計上した、既存の果樹ハウスの長寿命化対策事業につきましても、50棟分の事業計画を実施主体の新おたる農業協同組合から受け、現在、取組を進めているところでございます。なお、国からの交付金は、同時に要望しておりました米穀乾燥機、GPS付田植機などに対しても600万円の配分があったところであります。つきましては、これらの事業も合わせまして、国庫補助金の歳入で1900万円、強い農業づくり事業補助金の歳出で2766万6000円の補正予算を今定例会に計上させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

行政報告は以上であります。別途お手元には、入札結果一覧表（議案第11号及び第12号関連）、平成30年度各会計決算に関する調べ、平成30年度指定管理施設事業報告、平成30年度介護保険利用状況表、令和元年度事業発注状況表（契約額が100万円以上の事業）を配付しておりますので、後ほどご高覧願います。以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（横関一雄）佐藤町長の行政報告が終わりました。

次に、岩井教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）令和元年第2回仁木町議会定例会教育行政報告について申し上げます。

はじめに、子ども向け英会話教室の開設について申し上げます。令和2年度に全面実施される新しい学習指導要領では、小学3・4年生においては外国語活動が追加され、5・6年生においては外国語が教科化となりますが、当町においてはそれらを昨年度から前倒しして実施しております。それに伴い、教育委員会では外国語にふれ合う機会を増やすため、昨年度、外国語指導助手を活用して小学生を対象とした英会話教室を試験的に実施したところ、20回で延べ186人の小学生が参加され、児童や保護者の外国語に対する関心の高さが伺えたところです。今年度は1・2年生、3・4年生、5・6年生の3クラスに分け、6月11日に1・2年生、6月12日に3・4年生、6月13日に5・6年生の第1回目の教室を開催し、合計32人の参加がありました。今後におきましても、外国語により親しむためのイベントなどを検討して、子どもたちが楽しく学べる環境を整えていきたいと考えております。

次に、第37回北海道小学生陸上競技大会出場について申し上げます。6月15日小樽市において、第37回北海道小学生陸上競技大会小樽後志地区予選会が開催されました。本大会は、小樽・後志の小学3年生以上が対象で、100m走やリレーなどのトラック競技と走り高跳びや走り幅跳びなどのフィールド競技で記録を競い合う大会で、各種目の上位者及び北海道標準記録をクリアした選手に全道大会への出場資格が与えられる選考会を兼ねており、本町からは仁木陸上スポーツ少年団所属の仁木小学校児童10名が出場いたしました。結果は、3年男子の西條陽琉さんが100m走で大会記録を更新して1位、6年男子の高嶋希さんが走り高跳びで1位、6年男子の西條悠河さんが砲丸投げで1位、二種競技（走り幅跳び、ジャベリックボール投げ）で2位、6年男子の和田拓磨さんが二種競技で3位のほか、6年男子4×100mリレーで石井朔太郎さん、西條悠河さん、高嶋希さん、和田拓磨さんのチームが1位となり、7月14日・15日の2日間、札幌市で開催される第37回北海道小学生陸上競技大会兼第35回全国小学生陸上競技交流大会北海道予選会への出場が決定いたしました。全道大会での子どもたちの活躍をご期待申し上げ、令和元年第2回仁木町議会定例会教育行政報告といたします。

○議長（横関一雄）岩井教育長の教育行政報告が終わりました。

これで、行政報告を終わります。

日程第6 報告第1号

平成30年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（横関一雄）日程第6、報告第1号『平成30年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について』を議題とします。

本件について、報告を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）報告第1号、平成30年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について。平成30年度

余市郡仁木町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。令和元年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺財政課長からご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）報告第1号、平成30年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

地方自治法施行令第146条第2項では、普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならないと規定されております。平成30年度の繰越明許費につきましては、平成30年度内に支出を終わらなかったため、予算の定めるところにより令和元年度に繰越したものでございます。

1ページをお開き願います。平成30年度仁木町繰越明許費繰越計算書一般会計でございます。6款、農林水産業費、1項、農業費、事業名は台風21号被災農業者向け対策事業、金額は1193万6000円、翌年度繰越額は全額の1193万6000円でございます。財源内訳でございますが、国・道支出金が811万6000円、一般財源が382万円でございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）報告が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

本件については、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に報告されたものです。

質疑が終わりましたので、これで、報告第1号『平成30年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について』を終わります。

日程第7 報告第2号

議会活性化特別委員会調査報告書

○議長（横関一雄）日程第7、報告第2号『議会活性化特別委員会調査報告書』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。上村委員長。

○議会活性化特別委員長（上村智恵子）議会活性化特別委員会調査報告書について報告いたします。

別冊議案書の1ページです。報告第2号、議会活性化特別委員会調査報告書。

2ページをお開き願います。6月3日付けで議長宛に報告書を提出しております。本特別委員会における調査事件について、その調査を終えたので、仁木町議会会議規則第76条の規定により、別紙のとおり提出する。

次に、4ページをお開き願います。議会活性化特別委員会調査報告書でございます。議会活性化特別委員会は、議会本来の役割を検証・再構築し、議会の機能を高め、町民にわかりやすい議会へと改革を進めるため、平成23年12月に設置された議会改革特別委員会の使命を継承し、平成27年第3回仁木町議会臨時会（初議会）において設置されました。議会は二元代表制の下、意思決定機関として地域の発展と福祉の向上を目指し、町民の付託に応える使命が課せられております。本委員会では、地方分権の進展に伴い、議会及び議員の果たすべき役割や責務がますます増大していく中でその役割を果たすためには、機能の拡

充を図ることが必要であることを前提に、議会の活性化に関する調査・研究を行うことを目的として、平成27年8月10日に第1回委員会を開催して以来、今日まで48回の委員会を開催し、種々調査・研究を重ねてきました。この度、議会活性化特別委員会における調査を終了するに当たりその結果について、過去3回の中間報告の内容を含め最終報告をいたします。

調査・研究事項につきましては、議会の活性化に関する事項についてでございます。

次に、特別委員会の概要、委員外として出席した者、議会事務局職員出席者、次ページにまいりまして、特別委員会の活動経過につきましては、記載のとおりでございます。

続いて、7ページをお開き願います。活性化事項の調査・研究結果でございます。過去3回実施しました中間報告において報告した事項につきましては省略をさせていただきます、3回目の中間報告以降に実施した調査結果のみご報告いたします。

はじめに、1. 基本的事項について(2)政治倫理条例の制定についてでございます。議員は町民全体の代表者として倫理性を常に自覚し、誠実かつ公正に行動しなければならないことから、平成29年第4回定例会において同条例を制定し、平成30年1月1日から施行しております。続いて、(3)議会基本条例の制定についてでございます。この条例は、議会のあり方を住民に対し宣言するもので、議会の最高規範と言え、条例制定に向け協議した結果、条例を制定するとの結論に達したことから、本定例会に条例案を提出し、改選後の8月10日から施行する予定としてございます。

続いて8ページをお開き願います。(4)法定及び法定外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員の就任についてでございます。各委員の就任については、利権が絡むおそれがあるものや議会等での発言が制限されてしまうものもあり、本来の議員活動が困難になるおそれがあるため、任期満了後就任しないとの結論に達しました。また、監査委員についても、地方自治法の改正により平成30年4月1日から条例で定めることにより、議員選出監査委員を選任しないことができるようになったため、平成31年第1回定例会での監査委員条例改正を経て、改選後の8月10日より就任しないことを決定してございます。

続いて、9ページをお開き願います。3. 委員会について(2)議会報告会についてでございます。議会報告会の開催については、議会基本条例に年1回の開催を明文化し、継続的な開催が実現することにより、広く町民の意見を聴取することが可能となります。また、平成31年2月16日には、町民センターにおいて、第4回目の議会報告会を開催してございます。当日は11名の方にご参加いただき、心より感謝申し上げます。

続いて、10ページをお開き願います。次期議会への引継事項でございます。本特別委員会において、調査した内容について記載のとおり、四つの事項を次期議会に対して引き継ぎをするもので、議事機関としての役割や責務を認識し、議会の活性化、効率化、議会運営の一層の向上を期待するものであります。

続いて、11ページをお開き願います。最後にまとめでございます。地方分権の進展に伴い、町民の代表である議会及びその議員の果たすべき役割や責務は従来にも増して重要になってきているが、議会がその役割を果たすためには、議会本来の機能の拡充・強化を図っていくことが求められております。本町議会においても、町民に対する説明責任を果たしながら、政策立案機能、調査監視機能を十分に発揮するとともに、議決機関としての機能の拡充を図り、町民の負託と信頼に応えていくことが求められております。議員は町民の代表であるとともに、町民にとって身近な存在でなければなりません。議員それぞれが町民目線で物事を判断し、本町にとって最良の意思決定が下せるよう、常に心がける必要があります。本特別

委員会では、議会の基本的機能の確立や機能の拡充を図った他、町民の理解を深めつつ、効率的な議会の運営を図るべく、条例の制定や制度の改正などを実施してまいりました。今後は、新規に導入した内容の精査や改善を図ることや、引き継ぎ事項の検討を進めることで、より町民に身近な議会の実現につながっていくものと考えております。次期議会への引継事項を改選後の審議会で継承していただき、議会運営のより一層の充実に取り組み、町民福祉の向上と町政発展に寄与することをご期待申し上げ、最終報告いたします。以上でございます。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

これから、委員長に報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。

これで、質疑を終わります。

上村委員長、自席へお戻りください。

本件については、仁木町議会会議規則第76条の規定に基づき、議会に報告されたものです。

お諮りします。只今の委員長報告をもって議会活性化特別委員会の調査を終了することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議会活性化特別委員会は調査を終了することに決定いたしました。

日程第8 一般質問

○議長（横関一雄）日程第8『一般質問』を行います。3名の方から4件の質問があります。

最初に『町営住宅の実態について』以上1件について野崎議員の発言を許します。4番・野崎議員。

○4番（野崎明廣）それでは、先に通告いたしました、町営住宅の実態について、質問をさせていただきます。

本町の町営住宅等の総数は201戸に及び、その中には、経年劣化により老朽化が進んだことから、大規模な改修工事を行うなど、引き続き快適に住んでいただけるような対策が講じられております。町営住宅等の内訳は、町営住宅185戸、特定公共賃貸住宅は16戸（大江地域4戸、銀山地域12戸）となっており、地域によって入居されている方の職業などは異なるものの、すべての住宅に入居されることが望ましいことは、言うまでもありません。空室となることにより、家賃収入が入らず、町財政に影響を及ぼすことが考えられることから、空室を出さないための工夫や取組が必要ではないのでしょうか。そこで、以下の点についてお聞きします。1. 現在の空室状況及び、年平均の空室数は。2. 住宅周辺の雑草等、管理責任や管理状況は。3. 入居者管理会との協議や相談は定期的に行っているのか。4. 特定公共賃貸住宅は16戸と少ないが適正な戸数なのか。以上、4点について町長の見解をお伺いいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の野崎議員からの町営住宅の実態について、の質問にお答えいたします。

町営住宅につきましては、公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で賃貸することを目的に建設しております。一方、特定公共賃貸住宅につきましては、特定優良賃貸住宅の供給

の促進に関する法律に基づき、所得が中位にある者で自ら居住するための住宅を必要とする中堅所得者等に対し定額の家賃で賃貸することを目的に建設しております。

1点目の現在の空室状況及び、年平均の空室数について、であります。町営住宅につきましては、仁木地区「みずほ32」が2戸、銀山地区「ぎんれい36」が4戸、特定公共賃貸住宅につきましては、銀山地区「ほたる4」が1戸の計7戸が空室となっており、5月23日から6月6日までの期間で入居者の募集を行ったところであり、募集の結果、「みずほ32」の2戸に対しては入居申込みがありましたが、「ぎんれい36」及び「ほたる4」には入居申込みがない状況であります。また、入居の申込みがなく、再度募集を行った空室につきましては、平成28年度が0戸、平成29年度が6戸、平成30年度が6戸の状況であります。

なお、管理戸数201戸のうち、空き家となっている住宅で前入居者退去の後、1年以上経過している割合を示す空家率は、1.0%であります。

2点目の住宅周辺の雑草等、管理責任や管理状況について、申し上げます。仁木町営住宅管理条例では、入居者は町営住宅及び共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならないとされており、入居時に配付する「町営住宅入居者のしおり」において、緑地帯の除草や清掃等は入居者で行うものと周知しております。また、管理状況につきましては、各団地の管理会において、定期的に緑地帯の草刈り等を実施している状況であります。

3点目の入居者管理会との協議や相談は定期的に行っているのか、につきましては、管理会は、大江団地、ふれあい39、コスモス30、みずほ32、日の出27、ぎんれい36（ほたる4含む）の6団地で結成されておりますが、町と管理会との協議や相談は定期的に行ってはいないものの、団地管理会長や入居者から困りごとや相談等があった場合に随時対応しております。

4点目の特定公共賃貸住宅は16戸と少ないが適正な戸数なのか、について申し上げます。特定公共賃貸住宅につきましては、平成8年度策定の仁木町公共賃貸住宅再生マスタープランにより、平成10年度に「かがやき8」8戸、平成11年度に「さわやか4」4戸、平成21年度策定の仁木町住宅マスタープランにより、平成24年度に「ほたる4」4戸を建設しております。

マスタープランでは、アンケートによる需要量調査や将来的な需要動向を考慮し、建設地区及び住宅戸数を決定しており、また、近年の特定公共賃貸住宅の入居者募集時には、1戸に対する入居申込が2名以上となっていない状況からも、需要と供給のバランスが計られているものと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）只今、説明をいただきました。随時再質問をいたします。

すべてが、関連する内容だと思いますけれど、まず1点目の空室状況です。地域的に空室になっている現状が見られますが、入居者募集において再度の募集も行われているとのことですが、平成29年度は6戸、平成30年度も6戸と空室の説明がありました。地域的にはどのような実態なのか、6戸のうち何箇月空室状態にあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）只今のご質問であります。平成29年度は仁木地区1戸、銀山地区5戸、平成30年度は仁木地区1戸、銀山地区5戸であります。再度募集後の空き家期間としましては、仁木地区は平成29年度、平成30年度の各1戸ございましたが、いずれも2か月でございます。銀山地区は平成29年度、平

成30年度と各6戸であります、そのうち年度をまたいだものが2戸ございます。再度募集後の空き家期間としましては、2か月から最大のもので14か月でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）非常に銀山地域5戸、コスモス1戸ということで、仁木地区においては、2か月で入居されているということですが、実質、銀山地区においては年度をまたぐような状況にもありますし、2か月から14か月という空室になっている実態、この空室となっている1年以上経過されている割合が1%あるということですが、この地域がどの地域になっているのか、銀山地域になっているのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）只今のご質問であります、1年以上経過する空き家の部分でございますが、銀山地区のぎんれい36の2戸でございます。それと先ほど、年度を超えて1年以上経過し、最大14か月という部分でちょっとご説明しましたが、こちらの年度をまたいだものは2戸という部分でございましたが、こちらにつきましては、現在は入居されているという状況でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）実質こうして1年以上も経過して、空き家になっているという状況、実態として地域的に空室、空き家が出ている状況として、町としての対策はどのようにされているのか。お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）平成29年度より入居申込がない状況が続いたものですから、平成29年12月より仁木町のホームページで入居申込書を入手できるようにしまして、また、申込書の記載例も添付するなどして申込みしやすい環境整備に努めております。また、地域にある社会福祉法人を訪問して入居募集や空き家の情報を提供してございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）非常にこう入居されてないという実態、ホームページ等においても募集をしている。また、地域においてもお願いをしているという状況、本当に苦労されているということは、私にもわかるんですけども、この現状として、空き家になっているということに対しては、町に及ぼす財政的なものが、どのような状況になってくるのか、その辺、わかればお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）只今のご質問であります、財政面での状況ということですが、空き家になることでですね、町営住宅の使用料収入というのは無くなるという状況ではございますが、民間住宅と町営の住宅では空き家に対する考えという部分がちょっと違うという部分がございます、先ほどの説明でもしましたが、町営住宅は住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を供給するというものでございまして、あとは社会福祉としての面があるということもご理解願えればと思います。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）非常に色々な面があるということは十分わかります。

それでは2点目、3点目の管理状況に対する点、管理会との相談については、随時対応されているとのことで、入居の心得も説明をされているそうですが、現状として入居者から困り事の相談があるのかどう

かお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）相談内容という部分でございますが、管理会としましては通路ですとか共用部分に対する相談が多くてですね、入居者からの分につきましては修繕に対する相談が多いという状況でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）共有部分、また、個々の室内の部分に対して相談されているということですが、地域的に入居者管理会としても空室状況が続くことで、非常に入居者に及ぼす負担が発生していると思います。一部の軽減策もされているようですが、全体を通すと不十分な点があるのかなという感じもしますので、町としてはどういう考えの中でこういった軽減策や他に考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）只今のご質問であります、団地の空き家がですね、2戸以上でかつ空き家戸数の割合が10分の1を超えた場合につきまして、共益費のうち負担の大きい浄化槽の電気料を現在町が支援しているものでございます。それで必要な対策が現在は図られているものというふうに考えてございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）浄化槽の一部の空き家に対して負担もされているという状況ですけれども、話によると、人がいる部分に対して発生する負担、入居者が負担する部分で入居者がいなければ、さらに入居者が負担をしなければならないという状況で本当に町としてその一部だけで良いのかどうか、その辺に対して町長はどう考えられますか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えします。

野崎議員が懸念されるとおり、町営住宅に入居されている方々、入居される方が減りますと、その分、自分の負担になるという心配をされる部分は当然であろうかというふうに思いますけれども、その部分をなるべく負担をさせないという部分で、先ほど可児課長の方からも説明しましたとおり、合併浄化槽の部分では町でその部分を補うという形で説明をさせていただきました。また、共有的な部分の場所においてのお互いの負担についてはですね、そこの部分に関しては、入居するときの説明にもありますとおりですね、その部分をご理解した上で入居してもらっておりますので、その部分は入居者の皆さまにもご理解をしていただきたいというふうに、これからも理解をしていただきたいというふうに思っている次第でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）町長においては、今までの負担軽減されている点、また、入居者としてもやはりその点についてはご理解をしていただきたいという町長のお考えですけれども、団地内の緑地帯の清掃とかすべて入居者で行われていますが、隣接する河川に対する除草など、このような対応について、町として、町営住宅と河川と町有地というこの三つが共有する中に団地があるわけですが、それがすべて縦割りの状況になっている。団地は団地、河川は河川、町有地は町有地という形の中で管理されてきている状況で、それをすべて入居している人たちがやらなければならない状況になるのかどうか、その辺に対して建設課も調査して苦慮されておりますけれども、その辺に対して、今後どのような考えをされるのかちょ

っとお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）只今のご質問であります、河川、町有地と管理している緑地帯という分でございます、現状入居の段階で緑地帯等の清掃につきましては、入居者の皆さま管理会でやっている部分が主でございます。それで実際、今、議員がおっしゃったような場所というのは、確かに町営住宅の中にごございます。それで町有地という部分もございましたけれども、町有地につきましては、実際、町として草刈り等の管理をしているという状況もございます。それと河川というお話もございましたけれども、河川の草刈りにつきましては、河川断面が小さくて流水の阻害や増水による影響を受ける箇所をこれまで必要に応じて行っているものではございます。それで、一般的にもですね、周辺環境の整備として地域にお住まいの方が団地等に限らず自主的に近隣の草刈りをしているという状況も見受けられる部分もございしますので、その辺につきましては感謝申し上げるところでございすけれども、同様に対応していただけるとありがたいというふうに感じているところでございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）課長の答弁としては、非常にこう町営住宅の敷地と河川という部分において、一緒に取り組んではいけないという状況も、自分としてもわかります。しかし、住んでいる方においては非常にいろんな状況が発生しているということもありますので、その辺については管理会のお話をよく聞きながら対応していただきたいという感じがしております。その辺に対してはいかがでしょうか。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）管理会とのお話という部分でもですね、最近もちょっと、先日なんですけれども役場に管理会の方も見えられてですね、実際に草刈り等も行われた部分、再度やってからまた新たにやっていた部分もございましてですね、その辺につきましては会ってお礼を申し上げてですね、ちょっといろいろお話等をさせていただいているところでございますので、そういう機会がございましたらですね、その辺の情報交換なりをしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）4点目の特定公共賃貸住宅ですけど、説明の中では1戸に対し2名以上の応募がなされていない状況で、バランスが図られているということですが、実質、特定公共賃貸住宅は、大江・銀山地域において対応されている状況だと思います。仁木の地域としては特定公共賃貸住宅は設置されていない、入居者のそういう点について、要望とかいろいろなお話しがあるのかどうか、そういうものがあつた場合には町営住宅から特定公共賃貸住宅に用途を変更することができるものなのかどうか、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）只今のご質問は、仁木地区の町営住宅の方から要望があつた場合、特公賃にできるのかという部分ですが、こちらは町営住宅の空き家の特公賃とする、いわゆるみなし特公賃のご質問かと思ひます。町営住宅を募集しているにも関わらず、入居申し込みがなく空き家のままとなっている状況が条件の一つでございす。それで、仁木地区におきましてはですね、長期間の空き家となっている条件はございせんので、こちらは合致しておらずそういう考えはございせん。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）今後、働き方改革により改善され、所得においても変わってくる方もおられるのかなという感じもしています。町営住宅としても所得により家賃が変動するものと聞いておりますが、所得の基準が変わらないものなのか、基準的に所得が変わらないものなのか、その辺、変動があるのかどうかかわかればお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）所得の変動ということでございますが、町営住宅の収入基準につきましてはですね、これは国により定められているものでございまして、法令等の改正がありましたらですね、それに則り対応していくというものでございまして、今後の動向という部分については、現状、今の段階では把握しているものはございません。

○議長（横関一雄）野崎議員

○4番（野崎明廣）国が定める賃金ということで、数年に1回は変わっていくのかという感じもしますが、これ何年ごとに基準が変わっていくのかかわかればお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）一定の程度です、何年ごとというふうに決められているというものではございません。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）町営住宅といえども国が定める所得により家賃が決まっていくということですが、町営住宅と特定公共賃貸住宅との基準差がどうなのか、自分たちにとっては建物の平米数によって家賃が決まっていくのかという感じもしますが、その辺、町営住宅と特公賃との違いというのがどこにあるのかかわかればちょっとお伺いしたいと思うんですけれど。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）只今のご質問であります、町営住宅と特公賃との基準差という部分でございますが、先ほどもちょっと答弁でも申し上げましたが、町営住宅というのは公営住宅法に基づきまして住宅に困窮している低額所得者に対しまして、あくまでも低廉な、お安い家賃で賃貸するというものでございます。それに対しまして、特公賃住宅というのはですね、所得が中位にある者で、それらの方に相応の家賃で提供するというものでございますので、どうしてもそこは格差と言いますか、家賃設定という部分では変わってきている、変わらざるを得ないというものでございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）国が定めている基準ということで、なかなか本当に町営住宅が安い家賃なのかどうかということが、自分にとってはどうなのかと考えています。給与が上がることによってどんどん家賃が上がっていくということが発生しているので本当に低所得者の住宅になっているのでしょうか。国の定めている基準というのは、全国一律の中での基準になってきていると思いますし、こういうような人口の少ない地域においては本当に安い賃金なのかどうかということが定められない状況になっているのかというふうに自分は考えるんですけれども、それは国の定める中なので、それを聞いてもちょっと答えにならないのかという感じがしますが、町長にちょっとお伺いしたいと思いますけれど、今後の町営住宅に対するあり方として、どのように考えられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えします。

今までの野崎議員の質問をお聞きしておりますと、ちょっと町営住宅に対しての見方という部分が少しご理解されていないのかなという部分がございます。と言いますのも町営住宅というのは、そもそも先ほど課長から何度もお話をしておりますように、本当に生活困窮者に対して、そういった住宅を町として確保しなければならないというのが町営住宅で特公賃というのはそれ以上の中堅所得者がアパートや民間住宅がない地域において、そういった施設があれば、その地域に住めるということで特公賃という補助を使って建設します。仁木地区において、民間アパートは最近増えておりますけれども、なぜ普通の民間アパートに町から補助をして建設するようになったかという、その背景として、町営住宅に所得の高い人も低い人もたくさんの方々の応募があって、本当に困窮者の人たちがなかなか入りづらい状況になってきたという、その問題を解消しなければならないということで、町としては、民間企業に補助を出してアパートを建ててもらって、なるべく十分な住宅を確保しようということで、これまで試みてまいりました。ただ、野崎議員が懸念されるように、銀山地区においてはなかなかいろんな問題があって、利便性の部分であったり、又は地域の実情が他の部分とはまた違う部分がございますので、なかなか入居者が入りづらいという部分、そこは否めないんですけれども、ただ今後、びっちり町営住宅に入居者を埋めてしまうことよりも、やはりその都度その都度、本当に生活に困っている人が入りたいような環境をつくるのが我々の役割でありますので、その部分は常に心がけて入居管理といいますか、町営住宅に対する募集を行っておりますので、その部分ご理解していただきたいというふうに思っている次第でございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）町長の説明で、ある程度は私の言いたいことが理解されているのかと自分としては思うんですけれども、本当に町営住宅すべてが同じ条件、建物としては同じ条件なのかもしれないけれど、地域的には非常に違いが大きいと、入居される方においても非常にこう左右されてくるのかという感じもしていますけれども、本当に同じ家賃であれば、住む人は住みやすい環境のところに移っていくんです。それを町として、こういった空いているところに対して、何かをしていかなければ、入居してもらえないという事実があるので、自分としてはそれをどのように対処していくかということを町としてその方向性というものを考えていただきたいと思いますし、入居者に対してもやはり負担のかかる状況も発生しているということを自分としては言いたいという感じで、その辺、町としても理解をして対処していただきたいという感じがしていますので、その辺、町長としてどう考えるか、繰り返しかもしれませんが、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）何度も同じ答弁になるかもしれませんが、町営住宅のそもそものニーズという部分と、そして実際住んでいる人たちのニーズというのは、またその部分では差が出てくるかもしれませんが、その部分はやはり町としては、町営住宅はそもそも空きが出ようとも、生産性がなかろうとも維持していかなければならない施設でありますので、もちろん入居者の環境を考えれば、より入居者が満室になって負担を減らすという部分が望まれるかもしれませんが、そのバランスを今後うちの町では町営住宅入居者選考委員会というのがありますよね、入居するための選考する委員会、そういった部分でいろいろ調整して考えていかなければならない課題なのかというふうに思っている次第でございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前11時05分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第8『一般質問』を続けます。

一般質問、『子育て世代を応援する取組について』、『仁木町子ども・子育て支援事業計画について』以上2件について、住吉議員の発言を許します。3番・住吉議員。

○3番（住吉英子）子育て世代を応援する取組について。

近年、核家族化が進み共働き家庭やひとり親家族が増える中、一番身近な祖父母は子育ての心強い支援者であると思います。しかし、親世代と祖父母世代とでは子育ての仕方や考え方が今と昔で大きく変化しております。子育てに困惑する祖父母世代も多くいらっしゃると思われれます。今と昔の違いの中で虫歯菌やピロリ菌は赤ちゃんが元々持っていない細菌で、保有者である大人の唾液を通して感染すると言われております。大人が噛み砕いた食べ物を与えると感染の可能性が高くなるので、大人が使った箸やスプーンで赤ちゃんに食べ物を与えることも避けなければなりません。また、食物アレルギーにも注意が必要で、親が食べさせたことがないものは食べさせないようにするなど、子育てへの考え方や育児方法は生活スタイルや育児環境の変化、医学の進歩など、時代によって大きく変化しており、現在の祖父母世代と親世代との間には、子育てに関する常識や考え方に大きな違いが生じていると考えられます。そのような違いを解消するため「祖父母手帳」というものがあります。自治体での活用も増えており北海道では、平成29年2月に、祖父母向け孫育てガイドブックを作成し、ホームページからダウンロードすることもできます。本町においても世代間のギャップを解消し、祖父母世代の方々が地域の子育ての担い手として活躍していただけるきっかけとなるように、仁木町版の孫育てガイドブックの作成やシニア世代が育児について学ぶことができる孫育て講座のような機会を行うなど、子育て世代を応援する取組が必要と考えますが、町長の見解をお伺いします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）住吉議員からの、子育て世代を応援する取組について、の質問にお答えいたします。仁木町版の孫育てガイドブックの作成やシニア世代の孫育て講座など、子育て世代を応援する取組が必要と考えるが、町長の見解は、について申し上げます。始めに、仁木町版孫育てガイドブックの作成についてであります。本町におきましても、平成29年度から北海道が作成した「祖父母向け孫育てガイドブック（まごナビ）」を母子手帳交付時に対象家族用として一緒に配付しております。本ガイドブックは、小児科医や大学教授等監修の下、非常にわかりやすくまとめられており、今後も配付を続ける予定であることから、仁木町版孫育てガイドブックにつきましては、新たな作成は考えておりません。また、「まごナビ」につきましては、本町の電子母子手帳にも掲載しており、「子育ての新常識」や「子ども夫婦とのつきあい方のヒント」など世代間コミュニケーションを円滑に図るために必要な情報の発信に努めてまいります。次に、シニア世代の孫育て講座につきましては、祖父母世代が自分の孫だけではなく子育て世代全体をサ

ポートする仕組みや地域の子育てに参加できる体制が整った際には、医学的に見直された祖父母世代と親世代の子育ての違いを学習する機会は必要なものと認識しており、シニア世代の孫育て講座等も検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）祖父母手帳につきましては、本町では北海道が作成した祖父母向け、孫育てガイドブック（まごナビ）を活用し、母子手帳交付時に一緒に配布されているということで、取組を推進されていることを理解したところでございます。

ご答弁いただいた中から何点か質問させていただきます。

私も祖父母世代となり、このまごナビをダウンロードし、内容を見てみました。非常にわかりやすく、今どきの孫育ての参考になるものと感じたところでございます。町でまごナビを配布し、どのような反響がありましたでしょうか。何かありましたらお知らせください。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）反響等ですね、特に聞いているわけではございませんけれども、今と昔の子育ての違い等に関するですね、ご自分が育てられていた時代との相違による戸惑いを解消する手立てとして、上手に使われているのではないかというふうに私としては判断しているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）本町では平成29年度からまごナビを対象家族用として配布されているとのことでございますけれども、何冊ぐらい渡しているのでしょうか。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）1世帯につき1冊を配布しているという状況でございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）例えば、親と言っても、お父さんお母さんがいらっしゃいます。母子手帳をもらった際に、母方に差し上げているのか、父親方に差し上げているのか、どちらも祖父母がいるという前提でいきましたら、やはり2冊差し上げていただければ両方の親にも届くのかと思います。また、話題として一緒に共有できるのかなという思いもありますけれども、そういう2冊配布についてお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）只今のご質問、ご指摘をいただきましてですね、もっともだというふうに私も感じましたので、今後はですね、1世帯につき2冊、カラーコピーすれば済むような状態でございますので2冊を配布したいというふうに考えるところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）希望があった際には、2冊ぜひ配布していただければと思います。平成29年度以前にですね、母子手帳を渡された方たちへの対応についてお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）平成29年度以前の方にはですね、もちろん配布しておりませんが、私もですね、このまごナビを見て、非常に内容がすばらしいものだというふうに理解しておりますので、今後、

3歳児健診等ちょっと大きくなっても検診等がございますので、その際に渡してない方に関しては、改めてお渡ししたいと、そういう機会はあると思いますので、その辺の機会を利用してですね、今後お渡ししていったって、できるだけ広く配布できるような形をとりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）本町でも実施されております乳幼児の家庭全戸訪問ですとか、それから乳幼児検診の際に渡すことも可能かと思ひますし、また、そのときに渡すというだけではなく、親まで届かなければ、やはり意味がないものと思ひますので、やはりそこら辺も周知していただければと思ひます。

事故等も、実際ありまして、2017年に生後5か月の男の子がはちみつを口にして食中毒で死亡したとの報道がありました。1歳未満の赤ちゃんは腸内環境が整っていないため、腸でボツリヌス菌が増殖して、乳児ボツリヌス症を引き起こし、稀に亡くなることもあるということでございます。亡くなった赤ちゃんの家族は、はちみつは体に良いと思っていたと話し、赤ちゃんにはダメという情報が家族で共有されていなかったそうであります。それから例えば、歩行器に関してもですね、使うメリットとデメリットを考え、我が家では使わないようにしようかと思ひているところに祖父母から歩行器が届き、良かれと思ひてやったことも親世代では実は迷惑なことになっている場合もあるかと思ひます。時代が進むにつれて、新たにわかってくることも多くあると思ひます。祖父母向けのまごナビを配布し、実際に祖父母が手にして見ていただくことが大事であると思ひます。また、一緒に子育てをする、家族と新しい情報を共有しているかどうか大切になるかと思ひますが、町長の見解を伺ひます。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）住吉議員のおっしゃるとおりですね、親世代の当事者だけに限らず、祖父母世代、又は周辺のこれから成り得るであろう方々にも対してですね、いろんな場面でそういった周知する機会というのは必要であるというふうに思ひますので、今後、広報等も含めてですね、そういった認識を持っていたくような機会というのを、これから町としても努めていかなければならないのかなというふうに痛感した次第でございますので、今後そのように取り組んでまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）本町では電子母子手帳にも掲載されているということで、まごナビに掲載されていない情報というのも、各自自治体でいろいろ取組をしております。それで、そういういろんな先ほどの事故ですとか、いろんな部分もありまして、新たにそういう情報が入ったときに掲載するということは考えているのでしょうか。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）電子母子手帳はですね、いろんなものが掲載できますので、当然ですね、新たなそういう重要な情報等が入りましたら、その辺を母子手帳にアップするということは、今後も考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）ぜひ、情報を発信していただきたいと思ひます。

先ほど町長もおっしゃっていただきましたけれども、このまごナビをですね、広報でお知らせすること

ですとか、また、希望する方に渡すということについては、どのような取組をされているのでしょうか。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）まず、例えば町のホームページの方にアップするというようなことにつきましては、情報発信の手段の一つとして有効であるというふうに私も考えますので、今後対応してまいりたいというふうに考えております。また、広報等の掲載についてもですね、限られた紙面でございますので、本町においてどういう情報が最も必要とされているかなど、改めて研究した上でですね、広報への掲載等も検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）ホームページからのダウンロード、また、希望する方への配布、そちらの推進をしていただきたいと思います。

祖父母手帳の内容も各自治体によって工夫をして、ただ単なる情報を載せるということではなく、コミュニケーションツールの一つとして、Q&Aで例えば、乳幼児期だけではなく、まごナビは6歳までということになっております。学童期、また自治体によっては中学生の孫への対応的なことを専門的に具体的な一例を配しながら作成し、好評を得ているとのことでございます。本町において、このような取組をしていく考えについてお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）現時点ではですね、6歳くらいまでという、北海道のまごナビを利用した形で考えておりますけれども、小学生、中学生までということのQ&A等が必要だという声が多く聞かれればですね、その辺の追加情報という形で、もしかしたら仁木町独自のものになるかもしれませんけれども、その辺のことは検討していかなければならないというふうに今考えているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）そのような要望がありましたら、ぜひ、そのように情報を発信していただきたいと思います。

お元気なシニア世代の手助けは、親の負担が軽減されるだけではなく、育児をサポートする高齢者も子どもから笑顔と生きがいをもらい、子どもにとっても多くの愛情を受けて情緒豊かな子に育つと言われております。まごナビ等を活用し、最新の情報を知ってもらうため、また、祖父母向けの子育ての講習等取組を推進していただきたいと思います。最後に町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）おっしゃるとおり、時代の流れとともにですね、以前の認識と今の認識ではまた変わってきている部分も多々あるというふうに思いますので、新たな情報を発信できるよう、正しい知識を発信できるよう、町としてもこれから努めてまいりたいというふうに思っている次第でございます。また、そのツールがどのような形であるとしても、そういった情報だけは発信できるような体制というものを今後町として取り組んでまいりたいというふうに思っている次第でございます。以上です。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）ありがとうございます。そちらの取組を要望いたしまして、質問を終わります。

それでは、第2問目に入ります。子ども・子育て支援事業計画について。

現在、わが国では社会的な課題となっている「少子化・子育て家庭の孤立化・待機児童」などに対応するため、国や地域を挙げて子どもや子育て家庭を支援する新しい環境を整えることが求められております。社会情勢の変化を受け、平成24年8月に参議院で可決・成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月から施行され、本町においても、「仁木町子ども・子育て支援事業計画」を策定されております。子ども・子育て支援新制度の主なポイントの一つとして、地域の実情に応じた子ども・子育ての支援「地域子ども・子育て支援事業」の充実については、保育が必要な子どものいる家庭だけでなく、全ての家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実が図られ、保護者が地域の教育・保育・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供・助言等を行う利用者支援や、子育ての相談や親子同士の交流ができる地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブなど、町が行う事業は「地域子ども・子育て支援事業」として法律上に位置付け、財政支援を強化してその拡充を図ることとされました。

平成31年度町政執行方針の中で町長は「本年度は、次期計画2020年から5年間の策定の年になりますので、アンケート調査等を通じ、子ども・子育てに関する幅広いニーズの把握に努め、実効ある計画の策定を行う」と述べられておりました。そこで、以下の点についてお聞きします。1. 仁木町子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について。2. 次期計画策定のスケジュールについて。3. 地域子ども・子育て支援事業の取組について。(1)地域子育て支援拠点事業の進捗状況について。(2)ファミリーサポートセンター事業の導入について。(3)放課後児童クラブの方向性について。(4)待機児童への対応策について。以上について町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）子ども・子育て支援事業計画についての質問にお答えいたします。

1点目の仁木町子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について、であります。計画策定に当たっては、子ども・子育て支援の充実に資するため、子どもの保護者、児童福祉関係者、教育関係者等で構成する「仁木町子ども・子育て会議」を設置し、同会議において、その現行計画の進捗状況を確認・評価等をしていただき、その結果に基づき、必要に応じて計画の見直しを行ってまいります。

2点目の次期計画策定のスケジュールについて、申し上げます。第2期子ども・子育て支援事業計画は、計画期間を令和2年度から令和6年度までと設定しておりますので、今年度が策定年度となっております。既に保護者へのアンケートによるニーズ調査を5月15日から6月14日まで実施し、7月までにデータ集計及び分析を行い、仁木町における「需要量の見込み」と「確保方策」を設定いたします。その後、8月から計画書案を作成し、8月から翌年2月までに子ども・子育て会議を3回開催し、3月末までに第2期子ども・子育て支援事業計画を策定する予定であります。

3点目の地域子ども・子育て支援事業の取組について、申し上げます。(1)子育て支援拠点事業につきましては、平成25年度から社会福祉法人よいち福祉会による「地域子育て支援拠点 おおきな木」が運営され、主に乳幼児とその保護者に対する育児支援や子育て相談を実施しており、町は運営に対する補助を行っております。なお、平成30年度は開設日当たり平均6.8人（2.8組）の利用がありました。(2)ファミリーサポートにつきましては、平成27年度に策定いたしました「仁木町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、ファミリーサポートセンターの整備を事業として掲げ、平成29年度にファミリーサポートセンター事業に関するアンケートを実施したところであります。その結果、子育ての手助けをする「提供会員」の

人数が、子育ての援助を受ける「依頼会員」の人数を下回り、提供会員及び依頼会員の人数も少なかったことから、現在のところ実施には至っておりませんが、本町に適した子育て環境づくりについて、今後も検討してまいります。(3)放課後児童クラブにつきましては、仁木地区では平成12年度から仁木町社会福祉協議会に運営を委託し、仁木放課後児童クラブを開設しております。当初、概ね40名の利用を見込み開始しましたが、年々利用者が増加し、平成28年度からは約50名を2部屋に分けて運営しております。銀山地区では平成22年度から町直営で銀山放課後児童クラブを実施しております。当初、概ね19名以下の利用を見込み開始し、現在は10名の児童が利用しております。子どもの「遊び」及び「生活」の支援をすることにより、子どもの健全育成が推進されているものと考えております。(4)待機児童への対応策につきましては、町内には定員50名のにき保育園、定員30名の銀山へき地保育所及び定員20名の大江へき地保育所があり、定員は合計で100名となっております。近年、にき保育園の利用者が増加し、定員50名に対し利用者が69名と大幅に超過しており、当保育園の努力により、施設面積や保育士の人員基準の限界まで受入れしていただいているところでありますが、子ども6人に対し、保育士1名の配置が必要とされる1歳児から2歳児の利用が増加していることもあり、現在3人の利用希望者が待機状態にあります。町といたしましては、定員に余裕のある大江及び銀山へき地保育所を含め、保育施設の情報提供による利用調整を行い、待機児童の解消に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）ご答弁いただいた中から質問させていただきます。

第1期子ども・子育て支援事業計画の現段階における達成状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）第1期の仁木町子ども・子育て支援事業計画の達成状況ですが、地域支援事業は数多くあるんですけれども、まず、幼稚園については、町では実施されておられません。保育所等につきましては、3か所ではほぼ予定どおり実施されているところであります。他に、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業につきましては本町では実施されておられません。また地域子育て支援拠点事業につきましては「おおきな木」をよいち福祉会が実施している状況にあります。乳児家庭全戸訪問事業これについては全戸実施しております。また、子育て短期支援事業、一時預かり事業についても実施しております。また、延長保育事業も実施しております。病児・病後児保育事業については実施されていない状況にあります。ファミリーサポートセンター事業につきましては、先ほど申し上げたとおりアンケートを実施して、今のところまだ検討中という状況にあります。妊婦健康診査事業についても実施しているところであります。実施状況については、以上のところとなります。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）ありがとうございます。

次に、アンケート調査についてお聞きしたいと思います。5月15日から6月14日まで実施されたとのことですが、調査対象と回収率について、お聞きしたいと思います。今回ですね、小学校・中学校の世帯を中心にアンケート調査をされたということですが、就学前児童の世帯が調査対象となっていない理由をお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）今回のアンケート調査でございますけれども、アンケートの対象者は、未就学児

等も含めて実施しております。未就学児童用と小中学校用で分けて実施しております。未就学児童につきましては、発送数が89通、回収数が59通、回収率は66.3%でございます。小中学生につきましては、発送数が125通、回収数が66通、回収率は52.8%です。全体といたしましては、発送数が214通、回収数が125通で回収率は58.4%となっています。以上です。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）回収率58.4%ということで、もう少し皆さん協力的にしていいただければと思うんですけども、アンケート調査の設問については、どのように決められているのでしょうか。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）この子ども・子育て支援事業計画のアンケート調査の設問については、ほぼ道の方から来ているものとおりでございます。ただし1番後に子育て環境について自由に記載する箇所がありますので、この自由記載についても十分参考にして計画を立てていきたいと考えております。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）この設問に関しては、委託されているのでしょうか。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）アンケートにつきましては先ほど申しましたとおり、決まっている形になっております。集計・分析については、業者に委託しております。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）委託料についてお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）大変時間をいただきまして申し訳ありません。事業費については291万5000円でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）ありがとうございます。

先ほど58.4%の回収率ということで、この回収率が多ければ多いほど、ニーズがきちんと把握できるのかと思うんですけども、この住民のニーズ調査により適正なデータを取得できなければ、過大、又は過小なサービス提供が続く状況へとつながりかねないのではないかと思います。事業計画をより実効性あるものとするために、このアンケートの内容の精査をし、住民ニーズ調査の有効性、正確性を高めていくことが必要であると考えます。この設問について、本町に適した内容であるか審議されているかと思いますけれども、どのようにされたのでしょうか。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）設問につきましてはアンケート調査を皆さんにお配りする前に、担当課で確認して仁木町に合致する設問であるということで、アンケート調査を提出しております。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）わかりました。

3点目の地域子ども・子育て支援事業の取組についてでございますが、地域子育て支援拠点おおきな木では、地域の子育て中の親子の交流促進や、育児相談等が行われ、毎月の予定やイベントについては、新聞折込み等で見えておりますけれども、どのように周知されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）周知につきましては、議員おっしゃるとおり、新聞折込みによって周知しているところでございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）新聞折込みの他には、どこかに案内を置くとかそういう何かはされていないんでしょうか。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）他には実施していない状況でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）非常に内容を見ましても、盛り沢山の内容で行なわれているかと思いますので、多くの方に参加していただければと思いますので、今後、そちらの案内に関してはもう少し幅広く周知させていただきたいと思いますがどうでしょうか。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）実施主体であります、よいち福祉会とも協議しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）平成30年度については、開設日当たり平均6.8人、2.8組利用されているということですけれども、この利用者、活用状況というものは増えているということなんでしょうか。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）3年前ぐらいから申しますと、平成28年度では平均利用組数5.25組、それで平成29年度では2.66組と、ここで減っているんですけども、この減っている理由につきましては、平成29年度から町外者の利用制限を開始したということで町内者だけの利用となっております。それで平成30年度につきましては2.84組と増えておりますので、保育所に行っていない0歳児の親子等の利用が増えていると推測しております。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）今後も地域子育て支援拠点として取組を推進していただければと思います。

次に、平成29年度に実施されたファミリーサポートセンター事業のアンケートで、提供会員、依頼会員共に人数が少ない結果で実施に至っていないということでありました。そこで、本町でも働き方や子育てニーズが多様化する中、ニーズに合った託児支援がないことで、共働き世帯が就労やキャリアを諦めてしまったり、産み控えや孤独子育てに陥ったりという社会問題にもなっております。その解決に地域共助に取り組むアプリで「子育てシェア」があることを、先日テレビの報道で知り調べてみました。登録料も手数料も無料ですけれども、1時間500円のありがとルールで顔見知り同士が送迎や託児に特化して頼り合えるICTの仕組みで地域共助の促進が図れるのではないかと紹介されていまして。本町に適した、子育て環境づくりに、このようなICT等も活用し、取組を推進していくことについて、町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えします。

ファミリーサポート内において、そういったICTを活用して効率的に活用するということは、他の町村ではこれから進んでいくであろうというふうに思いますし、今後町としてもですね、そういった部分も将来的に求められてくるというふうに我々も考えておりますので、その時代に即した対応をですね、今後も続けたいというふうに思っている次第でございます。以上です。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）今後の対応を検討していただきたいと思います。

次に、放課後児童クラブについてですけれども、近年の女性就業率の上昇等により、さらなる共働き家庭の児童数の増加が見込まれております。小一の壁の問題が深刻化しております。仁木放課後児童クラブでは、年々利用者が増加し40名の利用見込みから約50名が利用しているとのことですが、待機児童はいるのでしょうか。また、今後の高まるニーズの対応策についてお聞きします。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）放課後児童クラブにつきましては、待機児童は今のところおりません。

今後、50名ということなんですけれども60名ぐらいの定員に増やすよう社会福祉協議会とも協議していきたいと思っております。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）そのように60名に定員を増やすということは、今50名で、2か所でクラブをやっているらっしゃると思いますけれども、まず場所の確保も大事になってくるかと思っておりますけれども、その辺も考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）場所につきましては、今新しい子どもセンター等の計画もしておりますけれども、それまでは、放課後児童クラブにつきましては、現在の山村開発センターの研修室と格技場、人数を増やすとすれば、格技場のスペースを広げるという形になると思います。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）厚生労働省と文部科学省の連携の下、平成30年9月に新放課後児童クラブ総合プランが策定され、すべての児童の安全安心な居場所づくりの観点から、小学校の余裕教室等の活用や教育と福祉との連携方策等について検討しつつ、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を計画的に整備等をしていくことが必要である等を内容とした、向こう5年間を対象とする新たな放課後児童クラブ対策のプランを地方自治体に通知されております。本町におきましても、この今後の高まるニーズの対応策について町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）全体的に、子ども・子育て支援事業としてはですね、これまでは町の現状として、よいち福祉会、又は社会福祉協議会それぞれの機関がですね、それぞれの場所で運営をしていただいておりますけれども、将来的に今抱えている諸課題、先ほど来からお話されている諸課題も含めてですね、解決されるためにはですね、子どもたちはもちろんのこと、運営する側や保護者にとってもですね、集約性、機能性又は効率性を兼ね備えた受入体制というものが需要であるというふうに我々も考えておりますので、今後、その方向に向けて今徐々に動き始めているところでございますので、また、詳細部分に関してはですね、また議員の皆さまにお諮りして進めてまいりたいというふうに思っている次第でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）わかりました。推進していただきたいと思います。

待機児童への対応策についてですけれども、本年10月から教育の無償化がスタートいたします。幼保無償化は3歳から5歳児、就学前3年間は全世帯、0歳から2歳児は住民税非課税世帯を対象に認可保育所などの利用が無料になるとのことです。本町で取り組んでいる仁木町多子世帯の保育料軽減支援事業につきましても、保育料を利用する第2子以降の保育料の無償化により、子育て世代の経済的負担が軽減されております。また更に、中学卒業まで医療費無料、高校生の通学及び下宿に要する経費の補助等の子育て支援の拡充や定住促進住宅補助事業と仁木町に住まいを求めてくれる方が多くなってきていることは、各事業の取組によるものと考えております。ご答弁の中に、にき保育園の利用者が増加し定員50名に対し利用者69名と大幅に超過しているとのこと、にき保育園のご努力により、施設面積や保育士の人員基準の限界まで受入れをしていただいていることがわかったところでございます。現在、3人の待機児童がおられるとのことですが、何歳のお子さんなのでしょうか。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）3名の児童の方ですけれども、0歳児が1名、1歳児が1名、4歳児が1名の計3名でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）にき保育園では限界まで受入れしていただいておりますので、早急の対応が必要であると思います。大江・銀山へき地保育所を含め、保育施設の情報提供による利用調整を行い、待機児童の解消に努めていくのご答弁がありましたけれども、この10月からスタートの幼保無償化では、へき地保育所の保育料は適用になりますか。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）へき地保育所の利用料につきましても、該当になります。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）該当になるということであれば、大江のへき地保育所等に仁木町から行って、新しい施設でもありますし、有効活用していただければと思いますので、そちらの方の対応をよろしくお願いしたいと思います。

子育て支援等の各事業により、人口や子どもが増えていることは町として喜ばしいことであります。それに伴い、安心して子育てできる環境づくりの整備をしていくことは最も大事なことであります。そういうふうになんか増えて受け皿が、今その待機児童ですとかいろんな部分でちょっと不足しているというところで町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）正に私の2期目の公約としてもですね、福祉という部分でそういった子ども・子育て支援に対する政策として、今、様々な場面で動き出しておりますけれども、そういった受入体制、受入れという部分に関してもですね、先ほども申し上げましたけれども、今新たに動きははじめようとしていますので、それで少しはですね、今抱えている諸課題を解決できるものというふうに思っておりますので、今後は、できるだけ早く目的に向かって取り組んでまいりたいというふうに思っている次第でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）仁木町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略の中にもですね、みんなで育てる子どもたちいきいき子育て教育支援プロジェクトで、この中にも安心して子どもを産み育てることができるよう、子育て支援サービスの充実を図るとともに、地域や社会で子育てをする支援環境づくりに努めますとこのように謳ってございます。この第2期子ども・子育て支援事業計画のスケジュールも、先ほどお知らせしていただきました。本当に本町のニーズに合った策定を要望いたしまして質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前11時53分

再 開 午後 1時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第8『一般質問』を続けます。

一般質問、『難聴者への支援について』以上1件について、上村議員の発言を許します。8番・上村議員。

○8番（上村智恵子）難聴者への支援について。

難聴は、先天性だけでなく、年齢とともに聞こえが衰える老人性難聴もあり、70歳以上で約半数が難聴と言われています。聞こえないためにコミュニケーションが取れなくなり、人の集まるところに行くのを控え、自宅にこもってしまうことにもなります。聞こえが悪くなっても社会に参加し、いきいきと暮らせるようにサポートするためにヒアリングループ（磁気ループ）の設置が必要ではないかと考えますが、難聴者の聴力を補う設備を検討したことはあるのでしょうか。老人性難聴は高齢者の日常生活を不便にし、生活の質が落ち、平成27年に政府が策定した「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」でも難聴等が認知症の危険因子であるとされていることから、難聴の早期診断及び早期対応による補聴器を装用した活発なコミュニケーションが発症予防につながるとの可能性が示唆されています。補聴器は日本補聴器工業会などの調査で、片耳当たり1台15万円～50万円と高額です。身体障がい者福祉法第4条に規定する身体障がい者となる高度・重度の難聴では、補装具費支給制度により1割負担、中度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの対象者もわずかで約9割の方が自己負担で購入しています。そこで、以下の点についてお聞きします。1. 難聴者の実態をどこまで把握しているのか。2. 難聴者の中で身体障がい者手帳の交付対象となる方はいるか。老人性難聴による補聴器購入にあたって、国の補助金制度創設への働きかけや、町単独の助成制度創設について町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）上村議員からの、難聴者への支援についての質問にお答えいたします。

1点目の難聴者の実態をどこまで把握しているのかについて、であります。これまで高齢者の難聴に係る相談が殆どないことから、実態は把握しておりません。

2点目の難聴者の中で身体障害者手帳の交付対象となる方はいるのかについて申し上げます。身体障害者手帳の交付につきましては、医師が記載する「身体障害者診断書・意見書」及び「身体障害者手帳交付申請書」を町を通じて北海道に提出し、聴覚障害等級が決定された場合に、北海道から身体障害者手帳が交付されております。現在、町内に聴覚障がい者は19名おり、補聴器による補装具費の支給決定件数は、直近5年間で11件となっております。なお、議員仰せのとおり、難聴が高齢者にとって認知症の危険因子

である可能性が指摘されており、国においては、平成30年度から国立研究開発法人日本医療研究開発機構が主体となり、補聴器を用いた聴覚障害の補正による認知機能低下予防の効果を検証するための研究等が行われていることから、これらの知見や情報を踏まえ、必要な対策について考えてまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）まずはじめに、実態は把握していない、相談もほとんどないということで、このまま放っておいても良いのかと思いますが、いろんな人とお話する中で、きっと聞こえてないんだろう、話の輪の中に入ってこれていないなと思う人がたくさんいます。けれど、聞こえないからと閉じこもっている人もいないのではないかと思います。人間ドックの中では聴力検査がありますが、高齢者の特定健診や後期高齢者健康診査に聴力検査はありますか。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）人間ドックであれば、聴力検査はきちんとやっているというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）人間ドックではやっているんですけども、高齢者の特定健診とか後期高齢者健康審査というのには入っているんですかということなんですけれど。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）失礼いたしました。

特定健診の項目の中に聴力検査は入ってございません。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）ぜひ今後、聴力検査も入れてほしいのですが、町独自ではそういうことはできないのですか。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）一応、特定健診の項目は国・厚生労働省の方で決められている項目なものですから、現時点ではですね、町の方として聴力検査を特に追加するということは考えてございません。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）今後、高齢者のいろんなアンケート調査とかがあるかと思うんですけども、その実態調査をやるときに聴こえに障害を感じているかというような項目を設けて、調査してほしいと思うんですけども、そういうことはできますか。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）2年前に行われました後志広域連合の方でやっておりますニーズ調査がございました。このニーズ調査は対象者が要介護認定を受けていない高齢者1084人を仁木町の場合は調べたんですけども、そのうちアンケートで答えてくれた方が671名、61.9%おりました。そのアンケート項目の中でですね、これが正しいかちょっとわからないんですけども、外出を控えている理由の中で、耳の障害、聞こえの問題などで外出を控えているというふうに答えた方が15名いらっしゃいました。外出を控えている方全体が155名でしたので、単純に割り返しますと、おそらく仁木町としては、24の方が耳の聞こえが悪いことによって外出を控えているのかということがニーズ調査を基に推測されるというものでござい

す。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）聴覚障がい者の方で補聴器による補装用費の支給決定件数が11件とありますけれども、どのくらいの補助を出しているのか、割合などわかれば教えてください。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）補聴器の基準額というのがございまして、高度難聴用ポケット型であれば3万4200円が補助の基準額となって、その1割は本人に負担していただくという形になります。また、機種によって高度難聴用耳かけ形であれば4万3900円、重度難聴用ポケット型であれば5万5800円、重度難聴用耳かけ型6万7300円というように基準額は決まっていまして、その1割をご本人に負担していただくという形になっております。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）聞こえによって補助も違ってくるといことなんでしょうけれども、先日、補聴器でも聞こえにくく、人工内耳挿入術というものをした人に話を聞きました。その方は手術をした後に車のバックの音、ご飯が炊けた時の炊飯器の音、開けばなしの冷蔵庫のピーピーという金属音が初めて聞こえて本当に感動したという話をされていたんですね、本当に車のバックの音も聞こえなかったら、ちょっと高齢者にとっては大変なことなのではないかというふうにも考えますけれども、その方も補助がなければ諦めていたけれど、第1種の障害3級だったので、半額補助だったということを知ったんですね。でも、聴覚障がい者までいかない方は諦めているのではないかと思いますので、ぜひ町単独の助成制度創設についてお聞きしたいんですけどもできないでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の上村議員の質問にお答えします。

町単独の助成制度の創設ということでの要望でありますけれども、国の方でご承知のとおり、一部の自治体でもそういった動きになっているというふうにお聞きしておりますし、また、兵庫県議会では全会一致でそういった意見書をまとめられて、国の方にも提出されて、今国会でもそういった議論がされているというふうにもお聞きしていますので、今後そういった国の動向を見てですね、町も対応してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）町単位でやっているところで、静岡県長泉町では聴力機能の低下がある高齢者に対し、高齢者の生きがいつくりと生活支援及び社会参加の促進を図ることを目的として創設したんですけれども、長泉町に住民登録がある65歳以上の方、両耳の聴力が50デシベル以上70デシベル未満の方、障害者総合支援法による補聴器支給の対象にならない方という三つの条件を満たせば補助の対象としているんです。それでごく身近では、昨年赤井川村の方から、仁木町では助成制度はあるのかと聞かれ、残念ながらありませんと言っていたら、今年の3月、赤井川村高齢者補聴器購入助成金交付要綱が出てびっくりしました。昭和59年に作った要綱の全部を改正するものらしいですけれども、その中の助成金の額は、費用の50%以内とし、3万円を限度額とするということで決められて赤井川村で作られたということを知りました。ぜひ検討してみてほしいと思います。障がい者に匹敵するには70デシベル以上ということなんですけれども、その聞こえというのは40cm離れて大声で話せば聞こえるというのが70デシベルらしいんです。

だからよほど悪くならないと、そういう対象にはならないのかというふうに思いますけれども、ぜひ検討してみてください。それと、今、国において研究等が行われているということはわかりますけれども、難聴が障害ではなく医療の問題なら、今、国で検討していますけれども、欧米諸国は本当に50%ぐらい補聴器の所有率があるんですけれども、やはり、病気・医療ということで考えていくと補聴器も増えていくのかというふうに思います。

お答えになかった磁気ループですけれども、内容はわかりますか。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）磁気ループについては、磁気誘導ループによってもたらされる磁気を受信し、音声信号に替えることで、雑音の少ないクリアな音声を聞くことができるというもので、イベントホールですとか、会議室に最近利用されているというものでございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）この磁気ループは大きな町では今おっしゃったように公民館とか、それから老人福祉センター、それから役場というか市役所等には設置されているところがだんだんと多くなってきていて、やはりいろんな音楽を聞きに行きたくても雑音が補聴器には入るので、やはりそういう磁気ループがあれば、本当に聞きやすく年をとってもいろんな趣味を生かしていけるということでは有効になるかと思うんですけれども、仁木町のように補聴器を使っている人がまだまだ少ない状況では、あまり役に立たないかもしれないかもしれませんけれども、やはりこれからもどんどんと使い勝手の良いヒアリングループも出てくると思いますので、ぜひ仁木町でもこれも含めて検討していったらいいと思います。今回、国の方へは議会として意見書を上げたいと思っておりますけれども、町長も国に対してもぜひ働きかけをお願いして、仁木町でもこの補助制度を確立できるようにしてもらいたいのですが、最後をお願いいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）町から公的なそういった補助制度を創設してほしいということで働きかけをしてほしいというお話がありました。今回議会でも、意見書として提案されますけれども、行政としてもですね、今後、もう少し調査・研究させていただいてですね、またそういった方向の際には、取り組ませていただきたいというふうに検討する次第でございます。

補聴器の所有率がどうしても低い原因の一つとして、やはり高いんですね、この補聴器というものは。ですから、どれだけの補助を支給して、果たしてそれが補聴器購入につながるのかという部分も含めて、やはりまだまだ調査しなければならない部分もありますし、また、今既に実施されている自治体の事例も見てですね、これから勉強させていただきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）終わります。

○議長（横関一雄）以上で一般質問を終わります。

日程第9 議案第1号

投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第9、議案第1号『投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関す

る条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第1号でございます。

投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について。投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例（昭和28年仁木町条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和元年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見総務課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見総務課長。

○総務課長（新見 信）議案第1号、投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。

本町における投票管理者等の報酬額につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第14条第1項に定める額と同額を設定しているところでありますが、この度同法律の一部を改正する法律が令和元年5月15日に公布され、6月1日から施行されることに伴いまして、関係条例の改正を行うものであります。法律の改正内容につきましては、近年の物価の変動を踏まえ、選挙経費の基準額を改正しているものでありまして、今回の条例改正で一つの選挙にあたり、1日につき投票所の投票管理者で200円の引き上げを初めとして開票立会人で100円の引き上げなど、それぞれ100円から200円の引き上げとなるものであり、条例につきましても今回同様に引き上げるものでございます。それでは改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表の1ページをお開き願います。右側が現行の条例でありまして、左側が改正後となっております。アンダーラインを付してある箇所が今回の改正箇所であります。今回の改正につきましては別表をすべて改めておりまして、投票所の投票管理者につきましては1万2600円を1万2800円に、期日前投票所の投票管理者につきましては1万1100円を1万1300円に改めるものであります。不在者投票管理者につきましては、選挙管理委員長があたることとなっていることから、今回規定を削除するものであります。開票管理者及び選挙長につきましては1万600円を1万800円に、投票所の投票立会人については1万700円を1万900円に、期日前投票所の投票立会人については9500円を9600円にそれぞれ改め、開票立会人及び次ページになります、選挙立会人につきましては8800円を8900円に改めまして、それぞれ100円から200円の引き上げとするものでございます。附則につきましては、施行期日の定めでありまして、この条例は公布の日から施行するというものでございます。なお、今回の改正によりまして、参議院選挙経費で9000円、仁木町議会議員選挙経費で3000円の増額となることを申し添えます。以上で議案第1号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号『投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第2号

令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）

○議長（横関一雄）日程第10、議案第2号『令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第2号でございます。

令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）。令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5123万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億2181万2000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和元年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）議案第2号、令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。15款、国庫支出金から21款、諸収入までそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計5123万1000円を追加し、補正後の歳入合計額を37億2181万2000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費から10款、教育費までそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計5123万1000円を追加し、補正後の歳出合計額を37億2181万2000円とするものでございます。

3ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、国・道支出金が2814万3000円の増、その他財源が1941万1000円の増、一般財源が367万7000円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、2目、民生費

国庫補助金につきましては860万3000円の追加でございます。障害者総合支援事業費補助金は85万2000円の追加で、給付支払いシステムについて消費税改定対応分及び幼児教育無償化対応分にかかるシステム改修費に対する補助金でございます。プレミアム付商品券事業費補助金は503万5000円の追加、プレミアム付商品券事務費補助金は268万4000円の追加でございます。プレミアム付商品券事業につきましては、消費税・地方消費税の10%への引き上げが低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起し、下支えすることを目的とした事業でございます。プレミアム付商品券の販売を行う市区町村に対しその実施に必要な経費である事業費、事務費について、国が全額補助する制度でございます。歳出予算につきましては、対象者の選定、購入引き換え券の配布までの経費を3款、民生費で計上し、商品券の販売喚起にかかる経費を7款、商工費で計上しております。子ども・子育て支援交付金は3万2000円の追加で交付金の交付要綱の改正により、補助基準額が変更となったことによるものでございます。3目、衛生費補助金は緊急風しん抗体検査等事業補助金で50万8000円の追加でございます。本事業につきましては、予防接種法施行令の一部改正に基づき全国の市町村が3年間で一斉に行う事業で、対象経費の2分の1を計上しております。4目、農林水産業費国庫補助金につきましては、強い農業づくり事業補助金で1900万円の追加でございます。

6ページをお開き願います。16款、道支出金、2項、道補助金、2目、民生費道補助金につきましては3万2000円の追加でございます。これは、子ども・子育て支援交付金の交付要綱の改正によるものでございます。

7ページをお開き願います。19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため2320万7000円を減額するものでございます。2目、ふるさと振興基金繰入金につきましては、歳出で説明いたしますが、学校図書への購入に対する寄附分20万円の追加でございます。

8ページをお開き願います。20款、1項、1目、繰越金につきましては、繰越金の額の確定により2688万4000円の追加でございます。

9ページをお開き願います。21款、諸収入、5項、4目、雑入につきましては1921万1000円の追加でございます。臨時的任用職員等社会保険料は52万9000円の減額でございます。これは国保医療係1名分20万8000円の追加、及び地域おこし協力隊任用隊員であるスクールサポートスタッフ、及び図書室支援員の2名の採用がなかったことによる73万7000円の減額で、合わせて52万9000円の減額となったものでございます。住宅借り上げ負担金は地域おこし協力隊任用隊員2名の採用がなかったことによるもので120万円の減額でございます。地域活性センター交付金は、仁木フルーツアンドワインマラニック分の交付金で、一般財団法人地域活性化センター地域イベント助成事業が採択されたことにより、80万円を追加するものでございます。プレミアム付商品券販売収入は2014万円の追加でございます。

11ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、105万2000円の追加でございます。4節、共済費につきましては、臨時職員の社会保険料の国保医療係分で42万6000円の追加でございます。2節、役務費は、通信運搬費、電話料で共同利用型戸籍システム導入に伴う回線利用料の補正で24万6000円の減額、19節、負担金補助及び交付金は、共同利用型戸籍システム導入に伴うシステム運用費負担金87万2000円の追加でございます。5目、企画費は650万2000円の減額でございます。1節、報酬につきましては499万2000円の減額、4節、共済費につきましても150万5000円の減額で、地域おこし協力隊の任用隊2名の採用がなかったことによるものでございます。

12ページをお開き願います。8節．報償費につきましては228万8000円の追加で、地域おこし協力隊、農業振興員の採用人数が当初予定人数よりも1名増加したことによるものでございます。9節．旅費につきましては40万円の減額、11節．需用費につきましては10万円の減額で、いずれも、地域おこし協力隊任用隊員2名の採用がなかったことによるものでございます。12節．役務費につきましては、通信運搬費電話料で2万5000円の減額でございます。共同利用型戸籍システム導入に伴う通信回線料の補正で、セキュリティクラウド接続アクセス回線利用料の減額でございます。保管料・筆耕翻訳料及び手数料は1万8000円の追加でございます。健康診査手数料は地域おこし協力隊任用隊員2名の採用がなかったことにより3万円の減額でございます。また、通信回線工事手数料は共同利用型戸籍システム導入に伴うセキュリティクラウド通信回線工事手数料として4万8000円の追加でございます。

13ページをお開き願います。14節．使用料及び賃借料につきましては、有料道路通行料及び駐車料で10万円の減額。家屋借上料208万円の減額で、いずれも地域おこし協力隊任用隊員2名の採用がなかったことによるものでございます。パソコン借上料につきましては2000円の追加でございます。15節．工事請負費につきましては9万2000円の追加で、然別、難視聴地区の北海道電力の強化柱建て換えに伴い強化ケーブルの移設を行うものでございます。19節．負担金補助及び交付金の研修費負担金は20万円の減額で、地域おこし協力隊任用隊員2名の採用がなかったことによるものでございます。イベント補助金は、仁木フルーツアンドワインマラニック補助金で50万円の追加でございます。一般財団法人地域活性化センター地域イベント助成事業が採択されたことによる追加でございます。4項．選挙費、2目．参議院議員選挙費につきましては、9000円の追加で投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例改正に伴い追加するものでございます。4目．仁木町議会議員選挙費につきましては3000円の追加で、2目と同様に条例改正に伴う追加でございます。

16ページをお開き願います。3款．民生費、1項．社会福祉費、1目．社会福祉総務費は170万9000円の追加でございます。11節．需用費は14万8000円の追加、12節．役務費は26万1000円の追加でプレミアム付商品券事業によるものでございます。19節．負担金補助及び交付金は130万円の追加でございます。仁木町社会福祉協議会補助金で61万3000円の追加、システム開発負担金は、プレミアム付商品券事業によるもので68万7000円の追加でございます。4目．心身障害者特別対策費は104万5000円の追加で、システム改修に係る負担金でございます。

17ページをお開き願います。6目．後期高齢者医療費は、後期高齢者医療特別会計の前年度繰越金の確定に伴い7万6000円の追加でございます。2項．児童福祉費、1目．児童福祉総務費につきましては、子ども・子育て支援交付金交付要綱の改正に伴い、補助基準額の変更により9万4000円を追加するものでございます。

18ページをお開き願います。4款．衛生費、1項．保健衛生費、3目．予防費につきましては136万4000円の追加でございます。緊急風しん抗体検査事業によるもので、11節．需用費で2万4000円の追加、12節．役務費で7万6000円の追加、13節．委託料で102万2000円の追加、19節．負担金補助及び交付金はプログラム関連負担金で24万2000円の追加でございます。

19ページをお開き願います。5目．上水道費につきましては、簡易水道事業特別会計の前年度繰越金の確定に伴い繰出金231万4000円の減額でございます。

20ページをお開き願います。6款．農林水産業費、1項．農業費、3目．農業振興費につきましては、

強い農業づくり事業補助金で2766万6000円の追加でございます。5目、山村振興施設費は、山村開発センターの運営経費で漏水及びドアノブの修繕にかかる費用で20万円の追加でございます。7目、農用地再編開発事業費は51万8000円の追加でございます。フルーツパークにきの施設管理用備品で乗用草刈り機の購入費でございます。

21ページをお開き願います。7款、1項、商工費、2目、商工振興費は2609万1000円の追加でございます。プレミアム付商品券事業に係る経費であり、11節、需用費で2万1000円の追加、12節、役務費で7万5000円の追加、13節、委託料で82万円の追加、19節、負担金補助及び交付金で2517万5000円の追加でございます。

23ページをお開き願います。10款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費につきましては19節、負担金補助及び交付金で外国青年招致事業の会費の増額により2万円を追加するものでございます。2項、小学校費、2目、教育振興費につきましては、昨年度個人から銀山小学校の図書購入に対する寄附がありましたので、図書購入費として10万円を追加するものでございます。3項、中学校費、2目、教育振興費につきましても、小学校費同様、昨年度個人から銀山中学校の図書購入に対する寄附がありましたので、図書購入費として10万円を追加するものでございます。

25ページ以降は、補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）それでは何点か質問させていただきます。

まず、予算書の5ページ、歳入の国庫支出金の中で、2目、民生費国庫補助金の中のプレミアム付商品券事業費補助金ということで503万5000円。これに関連しまして、9ページにも諸収入、雑入ということでプレミアム付商品券の販売収入2014万円ということで、今回補正されておりますけれども、この事業の中身については、大卒で今財政課長の方からご説明がありましたけれども、この事業対象者とその件数、事業対象者への周知の方法、事業の期間、販売方法、それで商品券がどの範囲の地域まで使用できるのか等々を含めてですね、この事業の概要と、それとこの補正された金額の根拠についてご説明願います。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）それでは、プレミアム付商品券事業について、ご説明いたします。

この事業は、消費税・地方消費税10%に引き上げが、低所得者・子育て世帯（0歳から2歳児）の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的として、プレミアム付商品券の販売を行う市区町村に対してその実施に必要な経費、事業費及び事務費を国が全額補助するものでございます。対象者は平成31年1月1日時点で、住民税非課税者及び2016年4月2日から2019年9月30日までの間に生まれた子が属する子育て世帯の世帯主です。商品券購入限度額は、非課税者が券面額2万5000円の商品券を2万円で買えるというもので、子育て世帯は同じく券面額2万5000円の商品券を2万円で買えまして、その数は3歳未満児の人数分だけ買えるということになります。いずれも低所得者に配慮した5000円単位の分割販売を予定しています。割引率は20%ということでプレミアム補助額が5000円、2万5000円のうちの5000円ということになります。使用可能期間は今年の10月から翌年の2月末を予定しております。今回補正予算に計上いたしました事業費の対象者数につきましては、非課税者の数は平成28年度に実施いたしました臨時福祉給付金の直近実績値、そして子どもの数は住基データ等をベースに算定

しております。非課税者が945人、子どもの数が62人の計1007人となっております。まず、事業費分につきましては歳入の5ページ、社会福祉費補助金に、プレミアム付商品券事業費補助金として、この1007人掛ける5000円プレミアム分の503万5000円を計上しています。そして9ページに、プレミアム付商品券販売収入として、1007人掛ける2万円で2014万円、合計で2517万5000円を計上しております。事業費の歳出として、22ページのプレミアム付商品券換金原資負担金、これは事業者、販売業者に換金する分ですけれども、1007人掛ける2万5000円で同額の2517万5000円を計上しております。事務費分につきましては、歳入の5ページ、プレミアム付商品券事務費補助金として、268万4000円を計上しております。事務分担といたしましては、商品券購入申請や引換券に関することを住民課で行います。住民課では対象者に申請書の送付、そして購入引換券交付申請書に基づき、購入引換券を送付するというところを行います。対象者に対して、まず申請書を送って、引換券の購入申請書をいただいた方に、引き換え券を送付するという事務を住民課の方で行います。商品券取扱店舗や商品券に関することを産業課の方で事務を行うということで、取扱業者の公募だとか販売等につきましては、産業課の方から説明いたします。

○議長（横関一雄）四十坊産業課参事。

○産業課参事（四十坊供之）商工業振興事業の部分についてでございますけれども、先ほどから、若干繰り返しになりますけれども、本事業の目的であります、消費税率のアップに伴う影響を緩和し、地域における消費を喚起、下支えするためのプレミアム付商品券の利用に関しまして、具体的にはですね、10月から年度末までに実施いたします対象者の方の商品券の購入、そこから店舗での利用、そして最終的に利用された店舗からの請求に基づきまして、換金処理をするまでの一連の業務に必要な経費を計上してございます。予算上の流れで申し上げますと、先ほどご指摘の9ページのプレミアム付商品券販売収入2014万円につきましては、一対象者当たり2万5000円の商品券を本人負担2万円で購入できるという形になりますので、本人が負担して購入した商品券の代金が収入として9ページに計上されております。これにですね、同じく5ページのプレミアム付商品券事業費補助金503万5000円、これがプレミアム分ということで、これを足した合計の2517万5000円がですね、22ページにあります換金財源として利用店舗に最終的に支払われる額の総額ということになるという、こういった流れになります。その他ですね、関係経費としまして21ページに記載されております、この事業の実施に要する消耗品費、需用費です。その他、郵便料、口座振替手数料、商品券自体の作成委託料、対象者に商品券を販売する業務の町内郵便局、これは仁木と銀山の2か所の郵便局を予定しておりますけれども、ここへの委託費などを計上しております。なお、商品券の利用店舗につきましては、町内事業者の他に、低所得者・子育て世帯といった対象者の利便性を考慮しまして、日常の経済圏でもあります隣の余市町も含めて公募をかける予定でおります。以上でございます。

○議長（横関一雄）1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

今のご説明で、大枠では理解したところでございますけれども、余市町まで小売店で使用できるということでもありますけれども、町と小売店のやりとりはあるのでしょうか。それと、商品券を購入するのは郵便局で購入するのでしょうか。そして購入したものをいざ使うときに、小売店どこでも使えるという話なんではないでしょうか。それとも、決まった小売店でなければ、それを使用できないという部分なのか、その辺もう少し説明をお願いします。

○議長（横関一雄）四十坊産業課参事。

○産業課参事（四十坊供之）追加のご質問でございますけれども、まず利用店舗について、役場と余市町内の業者との間でやりとりがあるかということだと思いますけれども、公募をかけましてその中で申し出のあった業者と決まりに基づいてそこを利用してもらうというようなことで確定をさせます。

あと、続きまして郵便局との関係ですけれども、販売はお話のとおり2か所の郵便局に、こちらから送付をした引換券というものを持った対象者の方が郵便局に行きましてそこで自己負担分の先ほどの2万円、5回に分けられるんですけれども、合計でいきますと2万円。それをお支払いいただいて、2万5000円分の券を買っていただいて、それを利用して先ほどお話しした登録した店舗に対して、買い物をしていただいてそこで使っていただくということでございます。その利用店舗なり引換券なりその商品券にはですね使途が決められてございますので、だめなものだめというふうに明文化して使っていただくというようなことで周知を図っていきますので、そこは決められた用途に使われるというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）ちょっと複雑な話になりますので、ぜひ対象者の方々にはわかりやすい説明等をよろしくお願ひしたいと思います。

次にですね、予算書の11ページの2款、総務費、5目、企画費の中で、地域おこし協力隊の報酬が499万2000円、2名分の減額ということでございますけれども、当初これは5名募集をかけたと思うんですね、総体で。それで、今回は2名公募をかけたにも関わらず、2名の方が応募されなかったということで、単純にこれは2名分落としたということではよろしいんでしょうか。それで、そのことについて、町の方でせっかく予算を計上したわけですから単純に応募がなかったから2名落としましたという話になるんでしょうか。やはり一定の努力は必要ではないでしょうか。その辺についてのお考えについて、お尋ねしたいと思います。

○議長（横関一雄）奈良教育次長。

○教育次長（奈良充雄）これは企画費なんですけれども、教育委員会でこれをお願いした事業ということで私の方で答えさせていただきます。

スクールサポートスタッフとですね、図書館の推進員ということで、企画課と調整しました。それで、1番最初ですね、募集の段階で応募があって、いろいろとちょっと会ってご本人さんともお話しして、私どもが望んでいるものとご本人さんの考えていることとちょっとニーズが合わなかったということで、その方はちょっとご辞退されました。そのあと再度、2回掛けています。ここに至るまでにですね、2回掛けたんですけれども、応募とか問い合わせはあったんですけれども、ご本人さんとニーズが合わないということで、このまま続けていても、どうしようもないということになりました。あとは学校の方の都合もございまして、このままずっと続けていても、夏休み、2学期、3学期になってしまえば効果が表れないというふうに考えましてですね、今回ここで1回区切ってですね、今後また新たなことを考えていきたいと思います。一度今回募集を締め切ったというような現状になっております。

○議長（横関一雄）1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）それで、もろもろの諸事情と言いますか、応募された分について今回なかったということで、何か障害が起きる可能性はないんでしょうか。

○議長（横関一雄）奈良教育次長。

○教育次長（奈良充雄）今回のですね、スクールサポートスタッフについては、一応、部活動ですとかそういうようなことですね、サポートしていただこうと思ってはいたんですけれども、当初はですね、それを想定しないで、走っていたものですから、今のところ支障がないようにやりくりしながら行なっているというような現状でございます。

○議長（横関一雄）1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）いろいろ努力されたということで、致し方ないのかと思います。

今後ともせっかく予算計上した以上はですね、何とか予算を消化するような方向で、やはり前向きに検討してほしいと思います。

次にですね、予算書20ページ、6款、農林水産業費の中の、3目、農業振興費、この中で強い農業づくり事業補助金ということで2766万6000円補正されておりますけれども、これにつきましては、先ほど行政報告の中でも、桜桃ハウス50棟分ということで報告されておりますけれども、この取組につきましては非常に前向きに取り組んでいるということで評価するところでありますけれども、これも予算を付けた以上は、やはりきちんと町の方で取り組んでいただいて、全額消化する方向で取り組んでほしいと思うんですが、桜桃ハウス50棟とした根拠についてお尋ねします。

○議長（横関一雄）鹿内産業課長。

○産業課長（鹿内力三）強い農業づくり事業補助金のうち、桜桃ハウスの50棟についてどのような根拠でというご質問でございました。

この強い農業づくり事業補助金につきましては、個別の農業者の方の要望を取りまとめて、それを積み上げたところ50棟になったというものでございます。事業要望の提出を受けたのが、サクランボの連棟ハウスでございまして、連棟ハウス17連棟、2連棟、19連棟、4連棟、8連棟、合わせて50連棟でそれらについて、国費補助金の配分の通知を受けたものでございます。国費の補助金は、補助金額は上限があるものの、棟数の制限というものはございません。要望を受け国が予算の配分をしたものが、そのまま事業量となることでございます。今回の国補助金の配分の上限が1300万円でございます、上限までの補助金の配分を仁木町は受けたというものでございます。以上です。

○議長（横関一雄）他にございませんか。3番・住吉議員。

○3番（住吉英子）3番・住吉。

18ページの緊急風しん抗体検査事業につきまして、本町では、この風疹の助成事業をやっているかと思えますけれども、今回のこの追加された分はどこが今までと変わっているのか、変わっているところを教えてくださいたいと思います。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）この度の緊急風しん抗体検査等事業費の補正につきましては、予防接種法施行令の一部改正に基づくものでございまして、財政課長からも説明がありましたとおり、全国の市町村が3年間、一斉に行う事業でございます。その内容につきましては、国は抗体保有率が他世代より10pt程度低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性、その抗体保有率を令和3年度末までに他世代男女同様、90%に引き上げることを目標としております。ですから、あくまでも今回のこの抗体検査等事業につきましては、57歳から40歳までの男性が対象ということになっている事業でございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）3番・住吉議員。

○3番（住吉英子）3番・住吉。

ということは今まで仁木町で抗体検査をされていた年齢というものは引き上げられたということになりますか。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）引き上げられたというふうに考えることもできると思うんですけども、あくまでも今回は、この57歳から40歳までの男性の保有率が低いことを3年間で緊急的に引き上げるためのものという国の一斉の事業ということでございまして、追加でご説明いたしますと、今年度につきましては、その中でもさらに優先対象者というものがございまして、その方たちは昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性、つまり47歳から40歳までの男性が優先対象者ということで、今回の補正の対象として計上している方たちは、この40歳から47歳までの検査事業費ということでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）他にございませんか。7番・水田議員。

○7番（水田 正）それではちょっとお聞きしたいんですけども、12ページでございますが、地域おこし協力隊の関係なんですけれども、本町は数年前からこういう制度を使っているいろいろな方に来ていただいて、いろいろなことをやっていると思うんですけども、今までに町としてどのような成果が上げられたのか、その辺の評価をどういうふうにして町は押さえておられるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）今の地域おこし協力隊の評価と言いますか、部分についてでございますけれども、仁木町を見てですね、これまで3年目を迎える隊員を含めてですね、今年から任用された方、また昨年から任用された方含めてですね、それぞれが委嘱型ということで、地域の中でそれぞれの将来的な仁木町での定住・起業化を目指してですね、活動していただいております。その中で例えば町に対する各種イベントへの支援ですとか、またPR活動ですね、これまでは職員だけでなかなか対応できなかった、例えばSNSを使ったりとか、YouTubeを使ったりと今までできなかったようなことですね、どんどんやっていただいたりしております。それから例えば、具体的に言いますと、今回、町の広報紙ですね、ごみの分別について、はじめて漫画でですね、皆さんに周知をさせていただいたのですが、あれも協力隊の方が持っているスキルを活用して、そういったこともやっていただいております。そういったことで具体的にそのことによってどうなったのかという部分はなかなか評価できない部分があると思いますけれども、今まで仁木の中で職員で対応できなかった部分、それから、そういったものを含めてですね、新たな視点からいろいろご提案をいただいたり、実際にそういった、皆さんの持っているスキルを発揮していただいておりますね、いろいろと新しいことをご提案していただいて、まちづくりに非常に有用な活用していただいているものというふうに考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）7番・水田議員。

○7番（水田 正）良くわかりましたけれども、何人か来て、本町に将来的には永住するという希望の方もおられると思いますけれども、そういう来ている若い人の方の考え方というのは、仁木町をどのような評価をされているのか、そういったことも彼らの意見として、お聞きしているのか、その辺はいかがなもの

なのか、ちょっと聞かせたいと思います。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）協力隊の皆さんがですね、仁木の町に対してどういうイメージを持たれたり、どういう評価をされているかという、逆に彼らの町に対する評価ですけども、それぞれやはり仁木の町に関心なり興味があるということですね、皆さん入られて実際にいろんな活動をした中でですね、やはり仁木に対していろいろな思いが醸成されているものだというふうに思っております。それでですね、あとそういったものについては、町といたしましても常にいろいろと意見交換をさせていただいております。例えば、昨年も町長を交えて座談会をさせていただいたりということで、やっておりますし、そういった内容についてはですね、町の広報紙を通して町民の方に周知をさせていただいております。その他、皆さんそういった方々と例えば農業振興員についてはですね、定期的にミーティングを開いてですね、それぞれの皆さんの今やっていること、問題点、また不安とかそういったものをですね、日常的にですね、町としても、把握をしながらきめ細かな対応をさせていただいておりますので、そういったことからですね、町に対しては総じて良い評価をいただいているものだと思っておりますし、またそういったことによってですね、定住に結びついていくものではないかというふうに期待しているところでございます。以上であります。

○議長（横関一雄）7番・水田議員。

○7番（水田 正）それで3年ぐらい前からということなんですけれども、今現在で本町に定住をされるような方が、現実には何名かおられるのでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）今年ですね、ちょうど3年目を迎えた隊員がですね、実際にもう例えば農泊事業ですとか、そういったことを実際に商売として、その下地を作ってやっております。ですから、間違いなくですね、仁木に定住されるというふうに思っております。その他ですね、例えば今年から任用しているワインに趣向した農業者についてはですね、それぞれ仁木の中で農地を買われてワイナリー事業を始められるという部分もございますので、現在活動しているほとんどの隊員についてはですね、将来的に仁木に定住されるのではないかというふうな見方をしておりますし、そういった期待を持っているところでございます。以上であります。

○議長（横関一雄）他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）』は原案のとおり可決さ

れました。

日程第11 議案第3号

令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（横関一雄）日程第11、議案第3号『令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第3号でございます。

令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億122万1000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和元年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）議案第3号、令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。4款、繰入金、5款、繰越金をそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計128万4000円を追加し、補正後の歳入合計額を2億122万1000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費を補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計128万4000円を追加し、補正後の歳出合計額を2億122万1000円とするものでございます。

3ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、国民健康保険税から6款、諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から6款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。

5ページをお開き願います。歳入でございます。4款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては118万7000円の追加でございます。

6ページをお開き願います。5款、1項、1目、繰越金につきましては、前年度の繰越金が確定しましたので9万7000円を追加するものでございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、臨時的任用職員賃金で128万4000円の追加でございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第4号

令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（横関一雄）日程第12、議案第4号『令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第4号、令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は、平成31年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算の名称を、令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算とし、予算書における年度の表記については、平成31年度を令和元年度と読み替えるものとし、平成32年度以降も同様とする。令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和元年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、同じく渡辺財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）議案第4号、令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款、繰入金を231万4000円減額し、4款、繰越金を231万4000円追加するものでございます。補正前の合計額と補正後の合計額は同額の3億7101万3000円でございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。歳出につきましては補正はございません。

3ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、使用料及び手数料から6款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。

5ページをお開き願います。歳入でございます。3款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金につま

しては、前年度の繰越金の確定に伴い、一般会計からの繰入金を231万4000円減額するものでございます。

6ページをお開き願います。4款、1項、1目、繰越金につきましては、前年度の繰越金が確定しましたので、それに伴い231万4000円を追加するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第5号

令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（横関一雄）日程第13、議案第5号『令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第5号でございます。

令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は、平成31年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算の名称を令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算とし、予算書における年度の表記については、平成31年度を令和元年度と読み替えるものとし、平成32年度以降も同様とする。令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和元年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）議案第5号、令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款、繰入金を7万6000

円追加し、4款、繰越金を7万6000円減額するものでございます。補正前の合計額と補正後の合計額は同額の7437万1000円でございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。歳出の補正はございません。

3ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から5款、諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。

5ページをお開き願います。歳入でございます。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、事務費繰入金につきましては、前年度の繰越金の確定に伴い一般会計からの繰入金を7万6000円追加するものでございます。

6ページをお開き願います。4款、1項、1目、繰越金につきましては、前年度の繰越金が確定しましたので、それに伴い7万6000円を減額するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第6号

仁木町総合計画審議会条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第14、議案第6号『仁木町総合計画審議会条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第6号でございます。

仁木町総合計画審議会条例の一部を改正する条例制定について。仁木町総合計画審議会条例（平成2年仁木町条例第4号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和元年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、嶋井企画課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよ

ろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）それでは、議案第6号、仁木町総合計画審議会条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

法定及び法定外の執行機関の諮問機関・審議会等の委員については自由で利権が絡まない本来の議員活動を行っていくことを目的に、任期満了後は当該委員には就任しないとの議会活性化特別委員会における決定を受けて、今回、本条例についての所要の改正を行うものでございます。改め文の朗読を省略し、新旧対照表で説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。右側が現行の条例でありまして、左側が改正後の条例となっております。アンダーラインを付しているところが改正箇所であります。改正前の第2条第2項第1項仁木町議会議員を削り、改正後のとおり、以後、各号を1号ずつ繰り上げるものでございます。附則につきましては、施行期日の定めでありまして、現在の議会議員の任期の翌日、令和元年8月10日から施行するというものでございます。説明は以上であります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『仁木町総合計画審議会条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『仁木町総合計画審議会条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第7号

仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第15、議案第7号『仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第7号でございます。

仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について。仁木町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和元年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）議案第7号、仁木町税条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

平成31年度税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律等については、本年3月29日に公布されました。このことに伴い、仁木町税条例におきましても、改正する必要が生じたところでございます。

地方税法の改正に伴う施行期日が本年4月1日及び6月1日からの施行となっている改正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月29日に専決処分により条例改正を行ったところでございます。この度の改正は、4月1日及び6月1日施行分の改正を除いた条例改正を行うものでございます。

主な改正内容としましては、町民税の申告書の記載事項について記載事項の簡素化、単身児童扶養者の追加等でございます。また、軽自動車税の環境性能割について、税率の特例として環境性能割の税率を1%の軽減、非課税の規定の新設、非課税減免の特例について北海道の規定を適用することなどでございます。軽自動車の種別割の税率、賦課徴収の規定の整備、子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置、その他法律改正に伴う規定の整備でございます。それでは、改め文の朗読を省略し、新旧対照表で説明を行います。

新旧対照表1ページをお開き願います。右側が改正前で、左側が改正後となっております。第36条の2につきましては、町民税の申告の規定で法律の改正に伴い、年末調整の適用を受けた者は、町民税の申告の際に所得控除に関する記載事項を簡素化することができるものとした項の新設であり、併せて項ずれの修正を行うものでございます。第36条の3の2につきましては、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の規定で、子どもの貧困対策による法律の改正により、給与所得者の扶養親族申告書に単身児童扶養者いわゆるひとり親を追加し、これに伴い扶養親族申告書を扶養親族等申告書に改めるものでございます。第36条の3の3につきましては、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の範囲の規定で、先ほどの給与所得者と同様に、子どもの貧困対策から公的年金等受給者の扶養親族申告書にも単身児童扶養者を追加し、扶養親族申告書を扶養親族等申告書に改め、規定を整備するものでございます。

2ページをお開き願います。下段になります。36条の4は、町民税に係る不申告に関する過料の規定で、先ほどの第36条の2の改正により項が新設されたことにより、規定の整備を行ったものでございます。

3ページをお開き願います。附則第15条の2につきましては、軽自動車の環境性能割の非課税の規定で、消費税改正後の令和元年10月1日から令和2年9月30日までの1年間に軽自動車を購入した場合、臨時的措置として税率を1%軽減することから、本来の1%の税率の車両について非課税とする規定の新設でございます。附則第15条の2の2につきましては、軽自動車の環境性能割の賦課徴収の特例の規定で、今回の改正により、第15条の2を新設したことに伴う条ずれの修正と環境性能割につきましては、当分の間、北海道において賦課徴収することとされておりますので、賦課徴収に関する特例の新設に伴い、項を追加するものでございます。

4ページをお開き願います。第15条の3につきましては、軽自動車税の環境性能割の減免の特例の規定で、環境性能割の減免の特例につきまして、北海道の規定を適用させるための改正でございます。第15条の3の2につきましては、軽自動車税の環境性能割の非課税の特例の規定で、環境性能割の非課税の特例につきまして、北海道の規定を適用させるための改正でございます。第15条の6につきましては、軽自動

車税の環境性能割の税率の特例の規定で、消費税改正後の令和元年10月1日から令和2年9月30日までの1年間に自動車を購入した場合、臨時的措置として税率を1%軽減することから、本来の税率2%の車両について税率を1%とする規定の新設でございます。

5ページをお開き願います。附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例の規定で、軽自動車税の種別割につきまして重課の規定を整理し令和2年度及び令和3年度の軽課を新設するものでございます。なお、重課及び軽課ともに税率は現行制度と変わりなく、重課は当分の間おおむね20%の増税、軽課は燃費基準等によりおおむね75%・50%・25%が購入した翌年の1年間に限り軽減されるとするものでございます。

6ページをお開き願います。附則第16条の2は軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例の規定で、附則第16条の改正に伴い新設するものでございます。第1項では軽課の該当基準について、国土交通大臣の認定に基づき判断することとしています。第2項、第3項は、国土交通大臣に認定申請したものが虚偽等により認定を取り消されたときは、本来税率の不足額について虚偽等の申請をしたものを所有者とみなし、不足額に100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算することとしたものでございます。

8ページをお開き願います。第2条による改正でございます。第24条は個人町民税の非課税の範囲の規定でございます。第1項の改正は、子どもの貧困に対応するため、個人住民税の非課税の範囲に単身児童扶養者を追加する改正でございます。附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例の規定で種別割につきまして令和4年度、令和5年度の軽課の対象となる車両を、電気自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス軽自動車に限った上で新設するものでございます。

9ページをお開き願います。附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例の規定で、附則第16条の改正に伴い改正するものでございます。

10ページをお開き願います。第3条仁木町税条例等の一部を改正する条例（平成29年仁木町条例第6号）の一部改正でございます。平成29年3月に交付した仁木町税条例等の一部を改正する条例で改正いたしました令和元年10月1日適用の軽自動車税に関する改め文につきまして、今回の改正を行うにあたり規定の整備を行ったものでございます。

11ページをお開き願います。第4条仁木町税条例等の一部を改正する条例（平成30年仁木町条例第8号）の一部改正でございます。平成30年6月に交付した仁木町税条例等の一部を改正する条例で改正した法人町民税に関する改め文につきまして改正条項の適用前に法律が改正されたことに伴い、規定の整備を行うものでございます。

13ページをお開き願います。下段になります。附則第1条は、施行期日について定めたものでございます。第1条この条例は令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める月から施行する。第1号、第3条及び第4条の規定、公布の日、施行日は公布日でございます。第2号になります。第1条中仁木町税条例第36条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に1項を加える改正規定、並びに第36条の3の2第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに次条の規定につきましては、令和2年1月1日から施行でございます。第3号になります。第2条中仁木町税条例第24条改正規定及び附則第3条の規定は令和3年1月1日から施行でございます。第4号、第2条（前号に掲げる改正規定を除く）及び附則第5条の規定は令和3年4月1日から施行でございます。

14ページをお開き願います。第2条及び第3条は、町民税に関する経過措置について定めたものでございます。第4条及び第5条は軽自動車税に関する経過措置について定めたものでございます。以上で仁木町税条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行いません。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第8号

仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第16、議案第8号『仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第8号でございます。

仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年度仁木町条例第12号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和元年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、川北住民課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）議案第8号、仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

家庭的保育事業等とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業であり、本町におきましては、いずれも現在設置はございません。

それでは、最初に今回の改正理由でございますが、平成31年3月29日付けで厚生労働省の定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（以下省令と言います。）が一部改正されたことに伴い、省令に倣って定めている仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に所要の改正が生じま

した。

改正の内容は、省令の中の保育所等との連携、食事の提供の特例、居宅訪問型保育事業、連携施設に関する特例、附則の中の食事の提供の経過措置、及び連携施設に関する経過措置が改正されていることから、本条例につきましても省令と同様の改正を行うものであります。それでは改め文の朗読を省略し、新旧対照表によりご説明いたします。

新旧対照表の1ページをご覧ください。右側が現行で左側が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所となっております。最初に第6条第3項の次に、第4項及び第5項を追加いたします。第4項は、家庭的保育事業者等による受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるときは、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とする規定の追加でございます。第5項は、第4項の場合において、家庭的保育事業者等は利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設、又は地方自治体が運営費等を行っている認可外保育施設であって、町長が適当と認める者を卒園後の受け皿の提供に係る連携協力を行うものとして、適切に確保しなければならないこととするものでございます。

2ページをご覧ください。第16条第2項第4号「附則第2条第2項において同じ」を削ります。これは附則第2条第2項に規定している、家庭的保育事業を行う場所は、家庭的保育者の居宅に限らなくなったため削るものでございます。第45条に第2項として、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業者について、町長が適当と認めるものについては、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とする規定を追加いたします。続いて附則第2条第2項につきましては、第16条第2項第4号の「附則第2条第2項において同じ」を削ったことにより、カッコ書きの必要がなくなったことにより削るものでございます。次に、附則第3条は特例保育所型事業所内保育事業者を除き、経過措置の期限を更に5年間延長するものでございます。

続いて3ページになります。附則は施行期日の定めであり、この条例は公布の日から施行し平成31年4月1日から適用するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号「仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号『仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第9号

仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第17、議案第9号『仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第9号でございます。

仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年仁木町条例第14号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和元年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、川北住民課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）議案第9号、仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

改正の理由は、平成31年4月1日付けで、厚生労働省の定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（以下、省令と言います。）が一部改正されたことに伴い、省令に倣って定めている仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に所要の改正が生じました。

改正の内容は、放課後児童支援員は保育士の資格を有する者など、省令第10条第3項各号のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないこととされていましたが、放課後児童支援員認定研修について指定都市の長も実施できることとなりましたので、本条例につきましても、省令と同様の改正を行うものでございます。それでは改め文の朗読を省略し、新旧対照表によりご説明いたします。

新旧対照表の1ページをご覧ください。右側が現行、左側が改正後となっております。アンダーラインを付しているところが改正箇所でございます。第10条第3項中、都道府県知事の次に、「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を追加し、放課後児童支援員認定研修を指定都市の長も実施できることとするものでございます。附則は施行期日の定めであり、この条例は公布の日から施行し平成31年4月1日から適用するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第9号「仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一

部を改正する条例制定について」を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第9号『仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第10号

仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第18、議案第10号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第10号でございます。

仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。仁木町国民健康保険税条例（昭和33年仁木町条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和元年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては岩佐ほけん課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）議案第10号、仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

はじめに、改正の背景についてご説明いたします。地方税法施行令の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布され、平成31年4月1日から施行されました。これに伴い仁木町国民健康保険税条例につきましても、所要の改正を行うものでございます。

次に改正の内容について申し上げます。法定限度額の改正に伴い仁木町国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を、58万円から61万円に引き上げます。一方、低所得者に対し、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減及び2割軽減の基準を引き上げ、保険税軽減の拡充を行うものであります。なお、本件につきましては、本年5月24日開催の令和元年度第1回仁木町国民健康保険税審議会に諮問し、適当と認める答申をいただいていることを申し添えます。

議案の改め文の朗読を省略させていただきまして、参考資料として添付しております新旧対照表の1ページをお開き願います。表の右側が現行、左側が改正案となっております。なお、下線を付している部分が改正箇所でございます。第2条第2項につきましては、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を現行58万円から61万円に引き上げるものでございます。第23条につきましても同様に基礎課税額に係る課税限度額を現行の58万円から61万円に引き上げるものであります。次に、同条第2号につきましては、5割軽減の対象となる世帯の所得判定基準について、被保険者数に乘ずる金額を現行27万5000円から28万円に引き上げるものであります。同条第3号につきましては2割軽減の対象となる世帯の所得判定基準について、被保険者数に乘ずる金額を現行50万円から51万円に引き上げるものであります。

次に、2ページをお開き願います。附則の第1項は施行期日の定めであり、この条例は公布の日から施行し平成31年4月1日から適用するというものであります。第2項は適用区分の定めであり、改正後の仁木町国民健康保険税条例の規定は、令和元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというものであります。次に今回の改正による本町の国保税への影響額についてご説明いたします。影響額につきましては、令和元年5月20日現在の国保加入世帯を対象に、平成29年の所得及び固定資産税により試算しております。初めに、基礎課税額の課税限度額の引き上げによる限度額超過世帯数は、現行限度額58万円の29世帯から61万円になることにより、28世帯となりますが、限度額3万円の引き上げに伴い、年税額で86万6000円の収入増が見込まれます。次に、5割軽減の対象となる世帯の所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を現行27万5000円から28万円に引き上げること、及び2割軽減の対象となる世帯の所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を現行50万円から51万円に引き上げることに伴い、医療分と後期支援分につきましては、軽減対象外から2割軽減世帯へ2世帯移動し47世帯に、2割軽減世帯から5割軽減世帯へは5世帯移動し73世帯になります。介護分につきましては2割軽減世帯から5割軽減世帯へ4世帯移動し、2割軽減世帯は19世帯、5割軽減世帯は38世帯になり、医療及び後期並びに介護分を合わせた年税額は、17万2000円の収入減が見込まれますので、国保税全体としましては差引69万4000円の増収と試算しております。以上影響額につきましてご説明いたしました但、あくまでも平成29年の所得及び固定資産税を基にした試算でありますことをご理解願います。最後に、本町国保の状況を申し上げますと、5月20日現在での国保加入700世帯中、条例改正後の2割・5割・7割軽減世帯数の合計は389世帯となり、全体の55.6%を占めております。また、7割軽減世帯だけでも全体の38.4%を占めている状況でございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。7番・水田議員。

○7番（水田 正）今試算されている数字を見ますと、多少は増収になるわけですが、この基準額の3万円の引上げというのは、根拠はどういうところから試算された金額なんでしょうか。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）地方税法施行令の一部改正に伴うというものでございますので、国の方で決めた金額ということでございます。

○議長（横関一雄）他に質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第10号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第10号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』は、原案の

とおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時56分

再 開 午後 3時15分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第19 議案第11号

令和元年度ふれあい39外壁等改修工事請負契約の締結について

○議長（横関一雄）日程第19、議案第11号『令和元年度ふれあい39外壁等改修工事請負契約の締結について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第11号でございます。

令和元年度ふれあい39外壁等改修工事請負契約の締結について。令和元年度ふれあい39外壁等改修工事請負契約を次のとおり締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第2条の規定により議会の議決を求める。令和元年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、契約の相手方は、阿部・赤石・山谷経常建設共同企業体、代表者小樽市緑1丁目5番1号、阿部建設株式会社代表取締役 中野 豊となっております。契約金額は1億1935万円（うち消費税及び地方消費税分1085万円）となっております。工期は令和元年6月27日から令和元年12月13日までとなっております。

詳細につきましては可児建設課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）議案第11号、令和元年度ふれあい39外壁等改修工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

町の条例により工事請負の契約につきましては、予定価格が5000万円以上となる場合は議会の議決に付さなければならず、本工事の予定価格は1億2046万1000円でありましたので、本定例会に上程してございます。

お手元の入札結果一覧表1ページをお開き願います。指名業者につきましては、単体業者2社と3経常建設共同企業体の計5社を指名し、6月13日に入札を執行いたしました。入札結果につきましては、第1回目の入札におきまして、阿部・赤石・山谷経常建設共同企業体が落札しております。落札金額につきましては1億850万円でありまして、この金額は入札書比較価格1億951万円に対し99.1%の額となっております。なお、消費税を含む契約金額につきましては、1億1935万円で予定工期につきましては、令和元年6月27日から令和元年12月13日でございます。

続きまして、2ページをお開き願います。主な工事内容につきましては仁木町北町4丁目56番地の町営住宅ふれあい39のA棟・B棟及び自転車置場の外壁塗装改修、共用廊下・バルコニーの床改修、プロパン庫・自転車置き場の屋根改修、玄関ドア枠や電気盤等の鋼製建具の塗装改修、共用廊下等の手すり塗装改

修、外部換気フード取替改修でございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。8番・上村議員。

○8番（上村智恵子）8番・上村。

この外壁をやるときに、全体を覆うと思うんですけども、その場合、何月頃にそういうことをするのかお聞きしたいんですけど。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）外壁の改修の工事でございますが、今回は本日ご可決いただきましたら今後本契約をいたしてからですね、順次、工程等を考えた上で進んでいく形になります。こちらの工事につきましては事前に入居者説明会を5月に開催しておりまして、今後また行程等ですね、業者の方で決まりましたら、入居者の皆さまと説明会を開催した中でですね、日程等を調整して進めていくという部分でございます。それで日程的にはですね、次の説明会を7月くらいに予定しているものですから、それ以降の工事になろうかと思います。以上です。

○議長（横関一雄）8番・上村議員。

○8番（上村智恵子）7月・8月の暑くなるときに、窓を締め切ったりすることによって、やはり住民の方はちょっと不安を抱えているものですから、やはりそのところも考慮に入れてもらって、工事を進めていただきたいと思います。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）只今のご質問の内容につきましては、こちら也十分把握しておりますし説明会の中でも住民の要望からも出ておりますので、十分配慮するようですね、業者にも指導等をしてまいりたいと思います。以上です。

○議長（横関一雄）他にございませんか。4番・野崎議員。

○4番（野崎明廣）4番・野崎です。

指名業者ですけども、地元の業者という形の中で対応としてはどのような形になっていたのか、お伺いしたいと思います。入札に入っているのかどうかということ。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）只今のご質問であります、こちらは入札選考委員会を開催した中でですね、こちらの指名業者ということでございますけれども、入札結果一覧という資料の方の1ページに入札指名業者という部分に記載してございます。それで、JV等の経常企業体の申請等もございましてですね、実際選考委員会等の中で、十分業者等の部分を審議した中で、この5社を決定しているところでございます。

○議長（横関一雄）4番・野崎議員。

○4番（野崎明廣）いろんな形の中で、地元の業者というのは、ここに入ってきていないという状況においては、業者として、そのランクになっていないのかどうかということもあると思いますけれども、企業体の中に入ってくるとかそういうような形が実際にとられていなかったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）まず、企業体というのは、こちらは自主的に結成するものでございまして、その

企業体が結成されて申請が出てきたのが、この三者でやるという部分でございました。また、地元業者云々ということでございましたが、そちらにつきましては当然ランク等も決めておりますが、この工事に限らず、指名選考委員会の中でですね、当然その施工実績なりそういう部分をすべて加味した中でですね、業者を選定しているというものでございます。以上です。

○議長（横関一雄）他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第11号『令和元年度ふれあい39外壁等改修工事請負契約の締結について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第11号『令和元年度ふれあい39外壁等改修工事請負契約の締結について』は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第12号

財産（動産）の取得について

○議長（横関一雄）日程第20、議案第12号『財産（動産）の取得について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第12号でございます。

財産（動産）の取得について。下記の物品を次のとおり買入れしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第3条の規定により議会の議決を求める。令和元年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、物品名は、小中学校パソコン並びにネットワーク機器となっております。取得台数は一式でございます。購入の相手方は、札幌市中央区南20条西10丁目3-5、株式会社つうけんアクティブ 代表取締役 増田修一となっております。購入金額は1833万8400円（うち消費税及び地方消費税分135万8400円）となっております。納期は令和元年9月30日までとなっております。

詳細につきましては、奈良教育次長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）奈良教育次長。

○教育次長（奈良充雄）議案第12号、財産の取得についてご説明申し上げます。

町の条例により動産の買入れにつきましては、予定価格が1千万円以上となる場合は議会の議決に付さなければならず、小中学校パソコン並びにネットワーク機器の予定価格は1892万1600円でありましたので、今定例会に上程してございます。この度の購入は、平成21年度に購入した小中学校パソコンの更新、並びにネットワーク環境の強靱化を実施するものでございます。

お手元の入札結果一覧表3ページ目をお開き願います。指名業者につきましては、物品購入の競争入札参加資格審査申請書を受理した業者の中から5社を指名しましたが、うち3社より入札辞退の届出があったため、2社により6月13日に入札を執行いたしました。入札結果につきましては、第1回目の入札におきまして、株式会社つうけんアクティブが落札しております。落札金額につきましては1698万円でありまして、この額は入札書比較価格1752万円に対し96.9%の額となっております。なお、消費税を含む契約金額につきましては1833万8400円で、納期につきましては、令和元年9月30日まででございます。

次に、4ページ目、5ページ目をお開き願います。参考資料といたしまして、今回購入するパソコン並びにネットワーク機器などの学校別・用途別の数量などを記載しております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第12号『財産（動産）の取得について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第12号『財産（動産）の取得について』は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第13号

戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について

○議長（横関一雄）日程第21、議案第13号『戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第13号でございます。

戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、戸籍に係る電子情報処理組織の事務の管理及び執行を仁木町がえりも町・西興部村・三笠市・上川町・東神楽町及び中富良野町から受託することに関し、次のとおり規約を定めるための協議をすることについて、同条第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき議決を求める。令和元年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

調整につきましては、川北住民課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）議案第13号、戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について、ご説明いたします。

仁木町では、平成26年10月に戸籍システムを導入し、戸籍の電子化を実施しましたが、国が定める電子機器の耐用年数による更新が、5年に一度行われることから、本町においても、本年10月に電子機器等を更新しなければなりません。更新に当たっては、本町が所属している北海道自治体情報システム協議会におきまして、更新経費が町村単独の対応では財政負担が大きいことから、システム機器の共同利用により経費削減を目的に戸籍システムの共同化が順次進められているところでございます。本年度は、更新時期が1番早い仁木町を代表自治体とし、仁木町が、えりも町・西興部村・三笠市・上川町・東神楽町及び中富良野町の6市町村から事務を受託することにより共同化を進めております。

つきましては、地方自治法第252条の14第1項の規定により、戸籍に係る電子情報処理組織の事務の管理及び執行を仁木町が、えりも町他5市町村から受託することに関し、規約を定めるための協議をすることについて、同条第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託に関する規約でございます。第1条委託の事務の規定は、えりも町・西興部村・三笠市・上川町・東神楽町及び中富良野町が戸籍に係る電子情報処理組織の事務の管理及び執行を仁木町に委託するものでございます。第2条は管理及び執行の方法、第3条は経費の負担等、第4条は連絡会議の規定であり、第5条の補足として、委託事務の管理及び執行について必要な事項は、協議会の運営する会議において協議して定めるものとしております。附則は施行期日の定めであり、この規約は令和元年7月1日から施行するというものでございます。なお今回戸籍システムの共同化により、前回、平成26年度にシステムを導入をしたときに比べ約200万円の経費削減が見込まれるというものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第13号『戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第13号『戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について』は、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第14号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更するための協議について

日程第23 議案第15号

北海道市町村職員退職手当組合規約を変更するための協議について

日程第24 議案第16号

北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について

○議長（横関一雄）日程第22、議案第14号『北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更するための協議について』、ないし、日程第24、議案第16号『北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について』、以上3件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、一括提案されました3件につきまして、提案説明を行います。

まず議案第14号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更するための協議について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により関係地方公共団体と北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を別紙のとおり変更するための協議をすることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。令和元年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次に、議案第15号のページをお開き願います。議案第15号、北海道市町村職員退職手当組合規約を変更するための協議について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と北海道市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更するための協議をすることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。令和元年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

最後に、議案第16号のページをお開き願います。議案第16号、北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と北海道市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更するための協議をすることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。令和元年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。以上3件を一括提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、新見総務課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見総務課長。

○総務課長（新見 信）議案第14号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更するための協議から、議案第16号、北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議までの規約変更に係る協議につきまして、一括でご説明いたします。

この度の3件の規約改正に係る協議につきましては、それぞれの組合の構成団体である十勝環境複合事務組合、池北三町行政事務組合、日高地区交通災害共済組合及び北空知葬斎組合が解散し脱退することに伴い、構成団体数に変更が生じたため、規約の改正が必要となりましたので、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

それでは議案第14号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更するための協議につきまして、ご説明いたします。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合は、組合町村の議会議員の公務上の災害に対する補償に係る事務を共同で処理することを目的に設置されている組織でございます。それでは、改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。右側欄が現行の規約で左側欄が改正案となっております。アンダーラインを付してある箇所が改正箇所でございます。改正箇所につきましては、別表第1中、池北三町行政事務

組合、日高地区交通災害共済組合、十勝環境複合事務組合及び北空知葬斎組合の4団体を削除するものでございます。附則につきましては、施行期日に関する定めでありまして、総務大臣の許可の日から施行するというものでございます。以上で議案第14号の説明を終わらせていただきまして、続きまして議案第15号、北海道市町村職員退職手当組合理約を変更するための協議につきましてご説明いたします。

北海道市町村職員退職手当組合とは組合を組織する市町村の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同で処理することを目的に設置されている組織でございます。こちらで改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表をお開き願います。こちら改正箇所につきましては、別表(2)一部事務組合及び広域連合の表、空知管内の項中、北空知葬斎組合を、日高管内の項中、日高地区交通災害共済組合を、そして十勝管内の項中、池北三町行政事務組合をそれぞれ削除するというものでございます。施行期日につきましては、総務大臣の許可の日から施行するというものでございます。以上で議案第15号の説明を終わらせていただきまして、議案第16号、北海道市町村総合事務組合理約を変更するための協議につきましてご説明いたします。

北海道市町村総合事務組合とは市町村の非常勤職員及び一部事務組合等の非常勤消防団員などの公務上の災害に対する損害補償に関する事務、非常勤消防団員の退職報償金等の支払事務などを共同で処理することを目的に設置されている組織でございます。こちらで改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表をお開き願います。改正箇所につきましては、別表第1、組合を組織する地方公共団体の表、空知振興局の項中、北空知葬斎組合を削除し、(33)を(32)に改めまして、日高振興局管内の項中、日高地区交通災害共済組合を削除し、(16)を(15)に改めまして、続いて十勝管内の項中、池北三町行政事務組合削除し、(24)を(23)にそれぞれ改めるものであります。別表第2につきましても、解散をした団体を削る改正でありまして、別表第2の9の項中、北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合、及び池北三町行政事務組合を削除するものでございます。施行期日につきましては、こちらは北海道知事の許可の日から施行するというものでございます。以上3件の説明を終わらせていただきます。

○議長（横関一雄）一括議題3件の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これより、議案ごとに討論・採決を行います。

それでは、議案第14号『北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更するための協議について』の討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第14号『北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更するための協議について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第14号『北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更するための協議について』は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号『北海道市町村職員退職手当組合規約を変更するための協議について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第15号『北海道市町村職員退職手当組合規約を変更するための協議について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第15号『北海道市町村職員退職手当組合規約を変更するための協議について』は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号『北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第16号『北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第16号『北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について』は、原案のとおり可決されました。

日程第25 発委第2号

仁木町議会基本条例の制定

○議長（横関一雄）日程第25、発委第2号『仁木町議会基本条例の制定』を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。上村議会活性化特別委員会委員長。

○議会活性化委員長（上村智恵子）それでは、条例制定の趣旨説明を行います。

別冊議案書の17ページです。発委第2号、仁木町議会基本条例の制定。仁木町議会基本条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び仁木町議会会議規則（昭和62年仁木町議会告示第1号）第13条第3項の規定により、別紙のとおり提出する。令和元年6月20日提出。提出者 仁木町議会議会活性化特別委員会委員長 上村智恵子。

この度の条例制定に至った経緯ではありますが、議会基本条例とは、自治に基づく地方議会運営の基本原則を定めた条例であり、議会のあり方を住民に対して宣言するもので、議会の最高規範と言える条例であります。現在、本町議会では、議会基本条例を未設定であったことから、本委員会において、調査・研究

した結果、本町においても議会基本条例を制定すべきとの結論に達したため、議会の基本的な原則に関する事項を定めた仁木町議会基本条例を制定することとし、委員会発委として提出するものでございます。

18ページをお開き願います。条例についてご説明申し上げます。

はじめに、前文でございます。こちらは、仁木町議会のあるべき姿と条例制定の理由や決意を述べております。第1条は目的でございます。第2条は議会基本条例の目的を実現するため議会が行わなければならない活動原則について規定しております。

19ページをお開き願います。第3条は目的を実現するために議員が行わなければならない活動原則について規定しております。第4条は会議の原則公開や議会報告・意見交換会などの開催など、住民参加や住民との連携を高めるための取組を規定しております。第5条は議会の運営にあたり、一問一答方式や反問権を導入していることを規定しております。第6条は町長等が提案する重要な計画や政策等の審議については、政策形成過程を論点とすることとし、立案・決定・執行における論点・争点を明確にすることや執行後を想定し、審議することを規定しております。

20ページをお開き願います。第7条は議会は予算決算の審議にあたって、町長に対し説明資料を要求することができることを規定しております。第8条は地方自治法第96条第2項、議決事件の追加の規定に基づき議会の議決が必要な事件として、総合計画及び定住自立圏形成協定を規定しております。第9条は議会は討論の場であるとの原則から、議員の自由討議を中心とした議会運営を行い、議員間の合意形成に努めることなどを規定しております。第10条は委員会活動において、所管に属する調査を行うなど、委員会の機能を十分に発揮し、政策立案及び政策提言を行っていくことについて規定しております。第11条は議員の政策形成や政策立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図ることを規定しております。第12条は議会図書室の整備充実について規定しております。

21ページをお開き願います。第13条は、議会広報は町の重要な情報を提供するものであるため、町民に対しての周知や更なる充実を図っていくことを規定しております。第14条は議会や議員の政策立案能力を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を強化していくことを規定しております。第15条は、議員定数及び議員報酬については、別の条例で定められておりますが、その条例の改正を行う場合は、将来の予測等を十分に考慮することを規定しております。第16条は議員は倫理性を常に自覚し、仁木町議会基本条例を遵守しなければならないことを規定しております。第17条は議会基本条例は議会における最高規範であり、この条例に反する条例や規則等を制定してはいけないことなどを規定しております。第18条は議会基本条例の見直し手続の方法について規定しております。附則は、施行期日の定めでございます。この条例は、令和元年8月10日から施行するものでございます。また、第2項として、定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例は廃止するものでございます。以上で説明を終わります。ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村委員長、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、発委第2号『仁木町議会基本条例の制定』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、発委第2号『仁木町議会基本条例の制定』は、原案のとおり可決されました。

日程第26 同意第2号

仁木町監査委員の選任について

○議長（横関一雄）日程第26、同意第2号『仁木町監査委員の選任について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）同意第2号でございます。

仁木町監査委員の選任について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、次の者を仁木町監査委員に選任したいので、議会の同意を求める。令和元年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、札幌市北区あいの里3条9丁目11番5号、今井聡裕、昭和32年2月16日生まれでございます。本町における監査委員については、これまで識見監査委員1名及び議員から選任される委員1名の2名の監査委員体制でありましたが、地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）が平成29年6月9日に公布され、町の条例で定めることにより、議員の中から監査委員を選任しないことができる議選監査委員選任の義務付けの緩和がなされました。これを受け、平成31年第1回仁木町議会定例会において仁木町監査委員条例に議選監査委員を選任しない旨の規定が整備されたところでありまして、また、議選監査委員の任期が令和元年8月9日までとなっていることから、識見監査委員の選任について地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。今井氏の経歴について私の方から申し上げます。生年月日、住所については先ほど申し上げましたが、昭和32年2月16日生まれの満62歳でございます。住所は札幌市北区あいの里3条9丁目11番5号で、最終学歴は昭和55年3月に北海道大学農学部農業経済学科を卒業しております。職歴といたしましては、昭和55年4月に北海道職員として採用され、農務課に勤務されております。平成4年には中央農業試験場企画情報室調整課長、その後、管理職として黒松内町・北見市など市町村派遣により勤務され、農政部農業経営局次長を経て、公務員としての務めを終えられております。現在は本町南町に新規就農されたご子息の農業のお手伝いをしながら、1年のほとんどを仁木町で過ごし現在に至っております。監査委員は、本町の財務管理、事業の経営管理、その他、行財政運営に関し、議会とは別の角度から監視点検し、不適切なものについては早期に指導改善をさせ、又は住民からの請求に対して的確に対処して、そのことを町民に公表するという大変な職責と権限を有しております。今井氏におかれましては、北海道職員としての行政の仕事に携わっており、その間町村への派遣を経験するなど、町村の行財政にも精通しております。私といたしましては、豊富な経験と優れた識見を有する監査委員として、今井聡裕氏が適任であると考え、提案させていただいたものでございます。なお、任期は令和元年8月10日から令和5年8月9日までの4年間でございます。議員各位のご同意を賜りますよう、切にお願い申し上げまして提案説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時58分

再 開 午後 4時02分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

これから、同意第2号『仁木町監査委員の選任について』の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第2号『仁木町監査委員の選任について』を採決します。

この採決は起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第2号『仁木町監査委員の選任について』は、同意することに決定しました。

日程第27 意見案第5号

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

○議長（横関一雄）日程第27、意見案第5号『新たな過疎対策法の制定に関する意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。2番・嶋田議員。

○2番（嶋田 茂）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の22ページです。意見案第5号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和元年6月20日提出。提出者は私、嶋田茂、賛成者は、宮本幹夫議員です。

意見書の内容につきましては23ページに記載のとおりです。提出先は内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣です。ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。6番・林議員。

○6番（林 正一）朗読をお願いします。

大事なものなので、時間もありますので、お願いします。

○議長（横関一雄）議員の意見書についてはですね、従前から省くということで、議会の中で承認をもらっておりますので、省かせていただきます。

他に、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

嶋田議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第5号『新たな過疎対策法の制定に関する意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第5号『新たな過疎対策法の制定に関する意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第28 意見案第6号

信頼される政府統計を目指してさらなる統計改革を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第28、意見案第6号『信頼される政府統計を目指してさらなる統計改革を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。3番・住吉議員。

○3番（住吉英子）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の24ページです。意見案第6号、信頼される政府統計を目指してさらなる統計改革を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和元年6月20日提出。提出者は私、住吉英子、賛成者は嶋田茂議員です。

意見書の内容につきましては、25ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣です。ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

住吉議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第6号『信頼される政府統計を目指してさらなる統計改革を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第6号『信頼される政府統計を目指してさらなる統計改革を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第29 意見案第7号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第29、意見案第7号『加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。上村議員。

○8番（上村智恵子）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の26ページです。意見案第7号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和元年6月20日提出。提出者は私、上村智恵子、賛成者は、野崎明廣議員です。

意見書の内容につきましては、27ページに記載のとおりです。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣です。ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第7号『加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第7号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第30 議員の派遣

○議長（横関一雄）日程第30『議員の派遣』の件を議題とします。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり、令和元年6月25日札幌市で開催される北海道町村議会議長会主催の議員研修会へ全議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、令和元年6月25日の札幌市での研修会に全議員を派遣することに決定しました。

日程第31 委員会の閉会中の継続審査

○議長（横関一雄）日程第31『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

住吉議会運営委員会委員長、住吉議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第32 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（横関一雄）日程第32『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

嶋田総務経済常任委員会委員長から、所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時15分

再 開 午後 4時15分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時16分

再 開 午後 4時32分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時32分

再 開 午後 4時33分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいにより、発言の機会を賜り誠にありがとうございます。令和元年第2回仁木町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には本定例会に提案いたしました案件につきまして、ご可決を賜り御礼を申し上げます。また、議案審議の中で、あるいは一般質問におきまして、議員の皆さま方に賜りました多くのご意見、ご指摘等

を踏まえ、今後の町政運営に誠心誠意取り組んでまいります。

さて、これから近隣自治体では、イベント行事が開催される時期を迎えますが、本町におきましても、第36回仁木町さくらんぼフェスティバルが7月14日に開催されます。それと同日に昨年初めて行いましたフルーツアンドワインマラニックも開催いたします。当日、470人程度の参加者が町民センターをスタートして、さくらんぼフェスティバルの会場であります農村公園フルーツパークにきがゴールとなりますが、その間、町内各地のワイナリーや観光農園、神社等の各所をめぐり、仁木町の魅力を存分に感じていただける内容となっております。昨年、北海道横断自動車道が余市町まで開通し車の流れが著しく変化してまいりました。仁木町への交流人口も増加傾向にある中で今年は新たな時代に入り、新たな試みとして、二つのイベントを同日開催する運びとなりました。振り返りますと、昭和59年に当時の島本町長がまちづくり青年部のメンバーに声掛けをして、サクランボの認知度を高めることを目的に、まちづくりの目玉事業として動いたのが始まりであります。その後、年々多くの来場者にお越しいただき、今のフルーツパークにきを場所を移してから毎年たくさんの方々に喜んでいただいておりますが、今後の課題として、このイベントが一体誰のために、誰によるイベントなのかという認識を新たにする必要があると考えます。イベントを立ち上げた当時のメンバーが仁木町の魅力を伝えるために熱い思いを抱き、生業の傍ら労力を惜しまず支え育ててきた結果、今があるように、我々もその思いを継承し、町民の方々のおもてなしにより、1人でも多くの来場者に喜んでいただき、その喜びを自らの喜びになるようなイベントにしていきたいと思いますと感じているところでありますので、皆さま方のご支援、ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

結びに、議員各位におかれましては、この後、仁木町議会議員選挙が控えております。ぜひ皆さまには十分な運動を展開され、引き続き活躍くださいますよう、お祈り申し上げますとともに、当選された暁には再び町政発展のために更にご尽力賜りますよう心からお願いを申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）町長の挨拶が終わりました。

第2回定例会を閉会するにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

今定例会は、議員各位の熱心なご審議をいただき、無事閉会の運びとなりますことに心から感謝申し上げます。早いもので私たち議員一同が町民の信託を受け、本議場に議席を得て4年の歳月が流れ、任期中最後の定例会を閉じようとしています。この4年間議員をはじめ、町理事者並びに町職員の皆さまのご精励、ご尽力に対し深く敬意を表するとともに、議会運営にご協力を賜りました関係各位の皆さまに厚く御礼を申し上げます。平成27年8月10日開会の第3回臨時会において、不肖私が議長に就任されて以来、議員各位のご協力に支えられ、また、佐藤町長はじめ、町理事者、関係各位の皆さまのご尽力により、上村副議長共々、議会運営の重責を果たすことができました。心から感謝申し上げます。

これから、暑さも厳しさを増してまいります。議員各位におかれましては、来るべき次期選挙に向け、健康に留意され、くれぐれもご自愛くださいますよう心よりご祈念申し上げます。また、町理事者、関係各位の皆さまにおかれましても、一層ご自愛のうえますますご活躍されますよう心からお願い申し上げます。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和元年第2回仁木町議会定例会を閉会します。ご審議、大変ご苦労様でした。

閉 会 午後 4 時 3 9 分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和元年第2回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 令和元年6月20日～6月20日（1日間）

（開会～午前9時30分／閉会～午後4時39分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報告第1号	平成30年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について	R1.6.20	
報告第2号	議会活性化特別委員会調査報告書	R1.6.20	
議案第1号	投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について	R1.6.20	原案可決
議案第2号	令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）	R1.6.20	原案可決
議案第3号	令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	R1.6.20	原案可決
議案第4号	令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	R1.6.20	原案可決
議案第5号	令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	R1.6.20	原案可決
議案第6号	仁木町総合計画審議会条例の一部を改正する条例制定について	R1.6.20	原案可決
議案第7号	仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について	R1.6.20	原案可決
議案第8号	仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	R1.6.20	原案可決
議案第9号	仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	R1.6.20	原案可決
議案第10号	仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	R1.6.20	原案可決
議案第11号	令和元年度ふれあい39外壁等改修工事請負契約の締結について	R1.6.20	原案可決
議案第12号	財産（動産）の取得について	R1.6.20	原案可決
議案第13号	戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について	R1.6.20	原案可決
議案第14号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更するための協議について	R1.6.20	原案可決
議案第15号	北海道市町村職員退職手当組合規約を変更するための協議について	R1.6.20	原案可決
議案第16号	北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について	R1.6.20	原案可決

発 委 第 2 号	仁木町議会基本条例の制定	R 1 . 6 . 20	原案可決
同 意 第 2 号	仁木町監査委員の選任について	R 1 . 6 . 20	同意可決
意見案 第 5 号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書	R 1 . 6 . 20	原案可決
意見案 第 6 号	信頼される政府統計を目指してさらなる統計改革を求める意見書	R 1 . 6 . 20	原案可決
意見案 第 7 号	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	R 1 . 6 . 20	原案可決